

DC 日本株式インデックスファンドL
追加型投信／国内／株式／インデックス型
【確定拠出年金専用ファンド】

投資信託説明書
(請求目論見書)
2023年12月29日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

DC日本株式インデックスファンドLの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年12月28日に関東財務局長に提出しており、2023年12月29日にその届出の効力が生じております。

発行者名	:	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職・氏名	:	代表取締役社長 菱田 賀夫
本店の所在の場所	:	東京都港区芝公園一丁目1番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	:	該当事項はありません。

目次

第一部 【証券情報】	1
(1) 【ファンドの名称】	1
(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3) 【発行（売出）価額の総額】	1
(4) 【発行（売出）価格】	1
(5) 【申込手数料】	1
(6) 【申込単位】	1
(7) 【申込期間】	1
(8) 【申込取扱場所】	2
(9) 【払込期日】	2
(10) 【払込取扱場所】	2
(11) 【振替機関に関する事項】	2
(12) 【その他】	2
第二部 【ファンド情報】	3
第1 【ファンドの状況】	3
1 【ファンドの性格】	3
2 【投資方針】	11
3 【投資リスク】	19
4 【手数料等及び税金】	22
5 【運用状況】	24
第2 【管理及び運営】	31
1 【申込（販売）手続等】	31
2 【換金（解約）手続等】	32
3 【資産管理等の概要】	33
4 【受益者の権利等】	37
第3 【ファンドの経理状況】	38
1 【財務諸表】	41
2 【ファンドの現況】	116
第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	117
第三部 【委託会社等の情報】	118
第1 【委託会社等の概況】	118
1 【委託会社等の概況】	118
2 【事業の内容及び営業の概況】	119
3 【委託会社等の経理状況】	119
4 【利害関係人との取引制限】	141
5 【その他】	141
約款	

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

D C 日本株式インデックスファンドL

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

2023年12月29日から2024年6月28日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ : <https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル : 0120-668001

(受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時までとします。)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社（以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。）の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

<受益権の取得申込みの方法>

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、営業日の午後 2 時までとさせていただきます。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込みコース>

当ファンドは「分配金再投資コース」（自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）専用ファンドです。

<受益権の取得申込みの受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受けた取得申込みを取り消すことができます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、確定拠出年金制度のための専用ファンドとして、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。

<信託金限度額>

上限 3,000 億円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	特殊型
	内外	不動産投信 その他資産 () 資産複合	ETF	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーフ アンド	あり ()	日経225	ブル・ペア型
一般						
大型株	年2回	日本			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年4回	北米	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし		
債券						
一般	年6回 (隔月)	欧州			その他 ()	ロング・ショ ート型/絶対 収益追求型
公債						
社債		アジア				その他 ()
その他債券	年12回 (毎月)					
クレジット属 性		オセアニア				
()	日々	中南米				
不動産投信	その他 ()	アフリカ				
その他資産		中近東 (中東)				
(投資信託証券 (株式一 般))		エマージン グ				
資産複合 ()						
資産配分 固定型						
資産配分 変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

(1) 株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

◆ESG 分類：当ファンドは ESG 投信ではありません。

<ファンドの特色>

**わが国の金融商品取引所等に上場している株式に分散投資を行い、TOPIX
(東証株価指数) (配当込み)^(注)と連動する投資成果を目標として運用を行
います。**

TOPIX(東証株価指数)とは

株式会社JPX総研が算出、公表する指標で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指標は、配当収益を考慮して算出した指標です。

(注)TOPIX(東証株価指数) (配当込み)の著作権等について

1. TOPIX(東証株価指数) (配当込み) (以下、「配当込みTOPIX」という。)の指標値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など配当込みTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有する。
2. JPXは、配当込みTOPIXの指標値の算出若しくは公表の方法の変更、配当込みTOPIXの指標値の算出若しくは公表の停止又は配当込みTOPIXに係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
3. JPXは、配当込みTOPIXの指標値及び配当込みTOPIXに係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の配当込みTOPIXの指標値について、何ら保証、言及をするものではない。
4. JPXは、配当込みTOPIXの指標値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、JPXは、配当込みTOPIXの指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
5. 本件商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではない。
6. JPXは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
7. JPXは、当社又は本件商品の購入者のニーズを配当込みTOPIXの指標値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
8. 以上の項目に限らず、JPXは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

マザーファンドの投資プロセス



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



分配方針

- 年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。
- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買益(評価益を含みます。)等の合計額とします。
- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 収益分配金は自動的にファンドの受益権に再投資されます。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

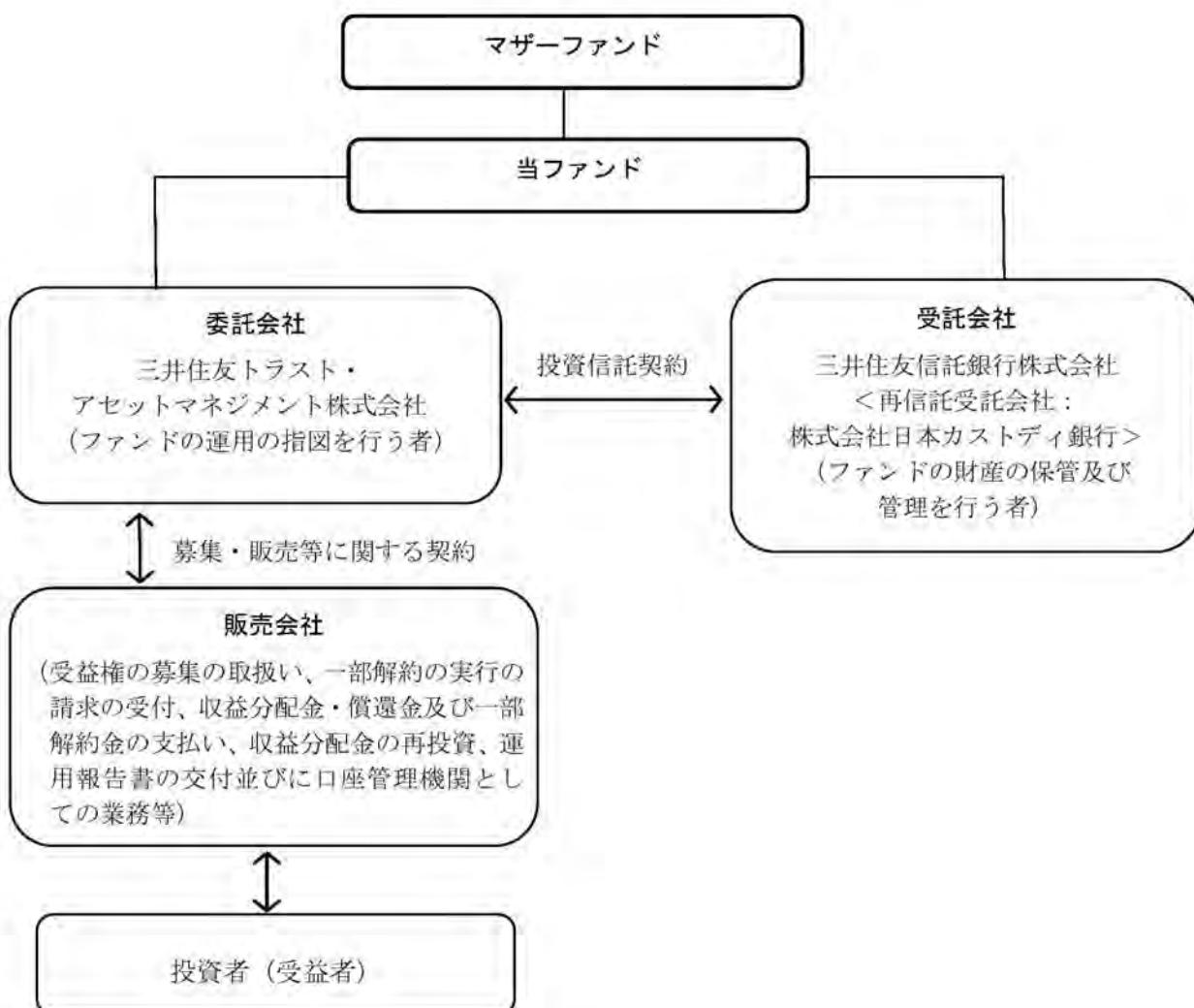
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2002年4月1日	信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始
2012年4月1日	当ファンドの委託会社としての業務を中央三井アセットマネジメント株式会社から三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に承継
	当ファンドの名称を中央三井D C 日本株式インデックスファンドLからD C 日本株式インデックスファンドLに変更
	当ファンドの主要投資対象である中央三井日本株式マザーファンドの名称を日本株式マザーファンドに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況（2023年10月31日現在）

イ. 資本金の額：20億円

ロ. 委託会社の沿革

1986年11月1日：	住信キャピタルマネジメント株式会社設立
1987年2月20日：	投資顧問業の登録
1987年9月9日：	投資一任契約に係る業務の認可
1990年10月1日：	住信投資顧問株式会社に商号変更
1999年2月15日：	住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
1999年3月25日：	証券投資信託委託業の認可
2007年9月30日：	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録（登録番号：関東財務局長（金商）第347号）
2012年4月1日：	中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更
2018年10月1日：	三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ. 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 運用方針

当ファンドは、主としてわが国の株式に投資する日本株式マザーファンドを主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。なお、株式等に直接投資することもあります。

② 投資態度

A. 株式への実質投資は、わが国の金融商品取引所等に上場している株式に分散投資を行い、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。

B. 株式の実質投資割合は、原則として高位（90%以上）とします。

C. 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

D. 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき等、並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

E. 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

F. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

G. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

A. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券

2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記（5）＜約款に定める投資制限＞J.、K. 及びL. に定めるものに限ります。）

3. 金銭債権（上記1.、2. 及び下記4. に掲げるものに該当するものを除きます。）

4. 約束手形（上記1. に掲げるものに該当するものを除きます。）

B. 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

② 運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「日本株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券及び次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書

9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券

12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1. から 11. までの証券又は証書の性質を有するもの

13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）

14. 投資証券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価

証券に係るものに限ります。)

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1. の証券又は証書並びに上記12. 及び上記17. の証券又は証書のうち上記1. の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から6. までの証券並びに上記12. 及び上記17. の証券又は証書のうち上記2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13. の証券及び上記14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 運用指図できる金融商品

- A. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- B. 金融商品による運用の特例
- 上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記A. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）マザーファンドの概要

「日本株式マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場している株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ① 株式への投資は、原則としてわが国の金融商品取引所等に上場している株式に分散投資を行い、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位（90%以上）とします。

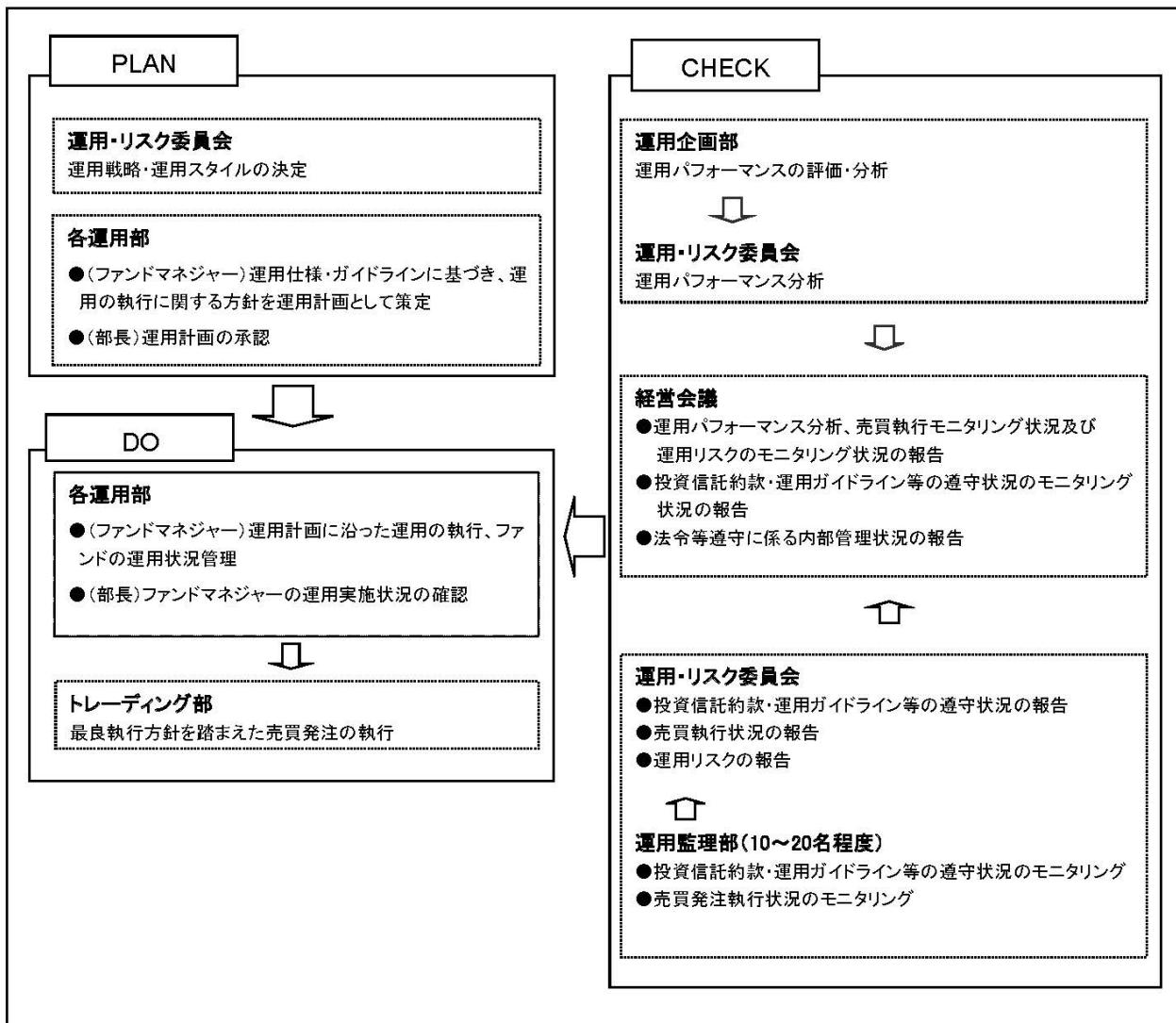
- ③ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑤ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、わが国の金利に係る先物取引及びわが国の金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスク回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引を行うことができます。

3. 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は、行いません。
- ③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 5 %以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 5 %以下とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5 %以下とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨ デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うこと目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時（決算日は3月31日。ただし当日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

- 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入及び売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。

- ・分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
 - ・収益分配に充てず信託財産に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

<約款に定める投資制限>

A. 株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

B. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

C. 新株引受権証券等への投資割合

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

D. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

E. 同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

F. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

G. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

H. 投資する株式等の範囲

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取りされている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

I. 信用取引の指図範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 上記イ. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

ニ. 上記ロ.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

J. 先物取引等の運用指図

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

K. スワップ取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

L. 金利先渡取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、金利先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

M. 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

ア. 株式の貸付は、貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ブ. 公社債の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

ロ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記イ. a. 及びb. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ. 委託会社は、有価証券の貸付に当たり、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

N. 公社債の空売りの指図及び範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすること

ができるものとします。

ロ. 上記イ. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

O. 公社債の借入れの指図及び範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

ロ. 上記イ. の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

ニ. 上記イ. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

P. 一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

Q. 再投資の指図

委託会社は、上記P. の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

R. 資金の借入れ

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

S. 受託会社による資金の立替え

イ. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ. 上記イ. 及びロ. の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

T. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

U. デリバティブ取引等（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

＜関連法令に基づく投資制限＞

イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

(投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

② 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

③ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- ① ファンドは、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、

ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。

- ② 同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ③ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ④ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑤ ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ⑥ 確定拠出年金制度の加入者等はファンドの受益者ではありませんが、当該加入者等がファンドのリスクを実質的に負うこととなります。

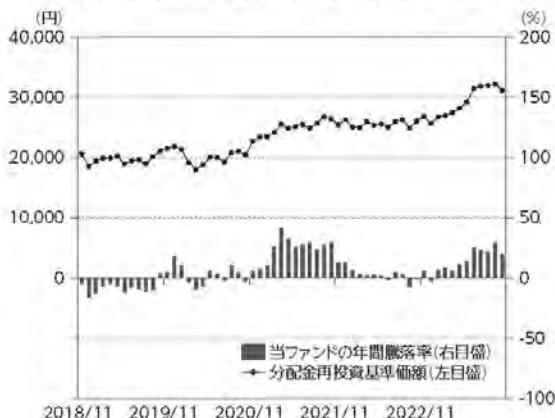
（2）リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

[参考情報]

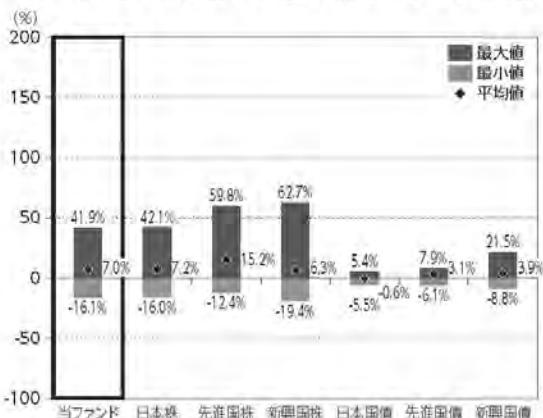
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*2018年11月～2023年10月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるよう作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

各資産クラスの指標について

日本株 TOPIX(東証株価指数)(配当込み)	TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出・公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての換算性を有するマーケット・ベンチマークで、活動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数值及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指數の算出・指數の公表・利用など同指数に関するすべての権利・ノーバウ及び同指數に係る標章又は商標に關するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指數の指数值の算出又は公表の誤謬・遅延又は中断に対して、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供・保証又は販売されるものではなく、本商品の設定・販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BP国債	NOMURA-BP国債とは、野村フィデューシャリーリサーチのコンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを算に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリーリサーチとコンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリーリサーチとコンサルティング株式会社は、同指数の正確性・完全性・信頼性・有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに關して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨・販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的しており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬・脱期又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPMorgan・ガバメント・ボンド・インディекс・エマージング・マーケット・グローバル・レーティバ・シフタード(円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・領有することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

ご解約時には、解約請求受付日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額（※）として当該基準価額から控除します。また、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.2035%（税抜 0.185%）（※）を乗じて得た額とします（信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.1045% (税抜 0.095%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.066% (税抜 0.06%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.033% (税抜 0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。

③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）。

④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、投資信託財産から收受する信託報酬中より委託会

社が支弁します。

⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料

先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料

組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料

財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

確定拠出年金の課税上の取扱いは、下記の通りとなります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会である場合は、当ファンドの毎決算時の収益分配金、一部解約金及び償還金について、所得税及び地方税が課されることはありません。なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用に係る税制が適用されます。

※上記は、2023年10月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経费率は以下の通りです。

総経费率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.21%	0.21%	0.00%

※対象期間は2022年4月1日～2023年3月31日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

以下は、2023年10月31日現在の状況について記載しております。

【D C 日本株式インデックスファンドL】

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	146,438,169,868	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	72,523,305	0.05
合計(純資産総額)		146,510,693,173	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受 益証券	日本株式マザーファンド	54,616,652,942	2.3671	129,283,415,034	2.6812	146,438,169,868	99.95

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

		純資産総額（円）		1万口当たりの純資産額（円）	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第12期計算期間末	(2014年3月31日)	56,643,451,778	56,643,451,778	13,652	13,652
第13期計算期間末	(2015年3月31日)	73,026,107,098	73,026,107,098	17,815	17,815

第14期計算期間末	(2016年3月31日)	69,315,595,697	69,315,595,697	15,862	15,862
第15期計算期間末	(2017年3月31日)	79,513,820,774	79,513,820,774	18,169	18,169
第16期計算期間末	(2018年4月2日)	94,197,935,571	94,197,935,571	20,938	20,938
第17期計算期間末	(2019年4月1日)	93,580,494,253	93,580,494,253	20,237	20,237
第18期計算期間末	(2020年3月31日)	82,302,972,845	82,302,972,845	18,017	18,017
第19期計算期間末	(2021年3月31日)	117,130,660,109	117,130,660,109	25,563	25,563
第20期計算期間末	(2022年3月31日)	119,653,547,033	119,653,547,033	26,026	26,026
第21期計算期間末	(2023年3月31日)	127,887,544,804	127,887,544,804	27,484	27,484
	2022年10月末日	121,003,214,017	—	26,114	—
	11月末日	123,999,503,243	—	26,878	—
	12月末日	118,938,142,284	—	25,648	—
	2023年1月末日	124,437,133,420	—	26,778	—
	2月末日	125,111,147,179	—	27,028	—
	3月末日	127,887,544,804	—	27,484	—
	4月末日	130,876,238,210	—	28,221	—
	5月末日	135,102,594,446	—	29,236	—
	6月末日	145,950,243,541	—	31,440	—
	7月末日	148,327,360,461	—	31,906	—
	8月末日	148,958,043,729	—	32,037	—
	9月末日	150,278,454,520	—	32,200	—
	10月末日	146,510,693,173	—	31,234	—

②【分配の推移】

	期間	1万口当たりの分配金(円)
第12期計算期間	2013年4月2日～2014年3月31日	0
第13期計算期間	2014年4月1日～2015年3月31日	0
第14期計算期間	2015年4月1日～2016年3月31日	0
第15期計算期間	2016年4月1日～2017年3月31日	0
第16期計算期間	2017年4月1日～2018年4月2日	0
第17期計算期間	2018年4月3日～2019年4月1日	0
第18期計算期間	2019年4月2日～2020年3月31日	0
第19期計算期間	2020年4月1日～2021年3月31日	0
第20期計算期間	2021年4月1日～2022年3月31日	0
第21期計算期間	2022年4月1日～2023年3月31日	0

③【収益率の推移】

	期間	収益率(%)
第12期計算期間	2013年4月2日～2014年3月31日	22.5

第13期計算期間	2014年4月1日～2015年3月31日	30.5
第14期計算期間	2015年4月1日～2016年3月31日	△11.0
第15期計算期間	2016年4月1日～2017年3月31日	14.5
第16期計算期間	2017年4月1日～2018年4月2日	15.2
第17期計算期間	2018年4月3日～2019年4月1日	△3.3
第18期計算期間	2019年4月2日～2020年3月31日	△11.0
第19期計算期間	2020年4月1日～2021年3月31日	41.9
第20期計算期間	2021年4月1日～2022年3月31日	1.8
第21期計算期間	2022年4月1日～2023年3月31日	5.6
第22期中間計算期間	2023年4月1日～2023年9月30日	17.2

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第12期計算期間	2013年4月2日～2014年3月31日	12,128,505,388	13,309,747,403	41,491,464,651
第13期計算期間	2014年4月1日～2015年3月31日	9,661,910,614	10,162,747,005	40,990,628,260
第14期計算期間	2015年4月1日～2016年3月31日	12,364,658,702	9,655,862,890	43,699,424,072
第15期計算期間	2016年4月1日～2017年3月31日	8,332,373,769	8,267,206,141	43,764,591,700
第16期計算期間	2017年4月1日～2018年4月2日	9,068,541,994	7,843,419,871	44,989,713,823
第17期計算期間	2018年4月3日～2019年4月1日	7,404,869,734	6,151,695,641	46,242,887,916
第18期計算期間	2019年4月2日～2020年3月31日	7,667,675,777	8,228,600,168	45,681,963,525
第19期計算期間	2020年4月1日～2021年3月31日	7,900,549,624	7,762,885,703	45,819,627,446
第20期計算期間	2021年4月1日～2022年3月31日	8,057,883,165	7,902,852,295	45,974,658,316
第21期計算期間	2022年4月1日～2023年3月31日	6,699,246,631	6,142,308,596	46,531,596,351
第22期中間計算期間	2023年4月1日～2023年9月30日	4,077,119,912	3,937,737,887	46,670,978,376

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

日本株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	349,206,788,960	98.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	7,038,720,313	1.98
合計(純資産総額)		356,245,509,273	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建／売建	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株価指数先物取引	買建	日本	6,491,520,000	1.82

(注 1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	5,987,700	1,897.33	11,360,642,841	2,590.00	15,508,143,000	4.35
日本	株式	ソニーグループ	電気機器	771,400	11,487.71	8,861,619,494	12,425.00	9,584,645,000	2.69
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	6,726,000	939.20	6,317,059,200	1,257.00	8,454,582,000	2.37
日本	株式	キーエンス	電気機器	109,100	58,512.63	6,383,727,933	58,150.00	6,344,165,000	1.78
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	32,531,800	153.53	4,994,607,254	176.80	5,751,622,240	1.61
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	763,600	5,535.13	4,226,625,268	7,220.00	5,513,192,000	1.55
日本	株式	三菱商事	卸売業	762,000	4,594.48	3,500,993,851	6,955.00	5,299,710,000	1.49
日本	株式	日立製作所	電気機器	535,600	6,764.31	3,622,964,436	9,477.00	5,075,881,200	1.42
日本	株式	三井物産	卸売業	869,300	3,991.86	3,470,125,474	5,417.00	4,708,998,100	1.32
日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	230,800	15,288.94	3,528,687,352	19,755.00	4,559,454,000	1.28
日本	株式	信越化学工業	化学	990,500	3,539.24	3,505,617,397	4,468.00	4,425,554,000	1.24
日本	株式	任天堂	その他製品	688,500	5,549.58	3,820,885,830	6,221.00	4,283,158,500	1.20
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	775,500	4,253.07	3,298,259,611	5,373.00	4,166,761,500	1.17
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	2,659,200	1,040.47	2,766,817,824	1,506.50	4,006,084,800	1.12
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	967,900	4,205.27	4,070,280,833	4,063.00	3,932,577,700	1.10
日本	株式	KDDI	情報・通信業	845,100	4,028.05	3,404,105,055	4,487.00	3,791,963,700	1.06
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	1,449,600	1,997.92	2,896,184,832	2,545.50	3,689,956,800	1.04
日本	株式	第一三共	医薬品	952,800	4,276.15	4,074,315,720	3,858.00	3,675,902,400	1.03
日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	829,900	4,210.51	3,494,302,249	4,333.00	3,595,956,700	1.01
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,061,600	2,728.39	2,896,458,824	3,343.00	3,548,928,800	1.00
日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	539,500	5,991.00	3,232,144,500	6,124.00	3,303,898,000	0.93
日本	株式	HOYA	精密機器	216,600	13,738.86	2,975,837,076	14,335.00	3,104,961,000	0.87
日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	1,759,500	1,481.17	2,606,118,615	1,705.00	2,999,947,500	0.84
日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	593,300	4,111.63	2,439,430,079	4,857.00	2,881,658,100	0.81

日本	株式	ダイキン工業	機械	131,500	22,335.46	2,937,112,990	21,630.00	2,844,345,000	0.80
日本	株式	村田製作所	電気機器	992,200	2,494.01	2,474,556,722	2,477.50	2,458,175,500	0.69
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	652,500	2,659.35	1,735,225,875	3,521.00	2,297,452,500	0.64
日本	株式	SMC	機械	33,000	62,956.66	2,077,569,780	68,680.00	2,266,440,000	0.64
日本	株式	セブン＆アイ・ホールディングス	小売業	397,600	6,047.49	2,404,482,024	5,493.00	2,184,016,800	0.61
日本	株式	丸紅	卸売業	961,900	1,622.99	1,561,158,075	2,178.00	2,095,018,200	0.59

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

四. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.09
		鉱業	0.39
		建設業	2.16
		食料品	3.49
		繊維製品	0.41
		パルプ・紙	0.19
		化学	5.84
		医薬品	4.75
		石油・石炭製品	0.45
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.68
		鉄鋼	0.96
		非鉄金属	0.66
		金属製品	0.51
		機械	5.01
		電気機器	15.94
		輸送用機器	8.43
		精密機器	2.13
		その他製品	2.24
		電気・ガス業	1.41
		陸運業	2.83
		海運業	0.74
		空運業	0.45
		倉庫・運輸関連業	0.14
		情報・通信業	7.69
卸売業	7.07		
小売業	4.28		
銀行業	7.48		
証券、商品先物取引業	0.78		

	保険業	2.48
	その他金融業	1.18
	不動産業	1.94
	サービス業	4.54
	小計	98.02
合計		98.02

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	288	円	6,656,344,150	6,491,520,000	1.82

(注 1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

《参考情報》

交付目論見書に記載するファンドの運用実績



運用実績

当初設定日：2002年4月1日

作成基準日：2023年10月31日

基準価額・純資産の推移



基 準 価 額 31,234円

純 資 産 総 額 1,465.11億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2019年4月	0円
2020年3月	0円
2021年3月	0円
2022年3月	0円
2023年3月	0円
設定来 分配金合計額	0円

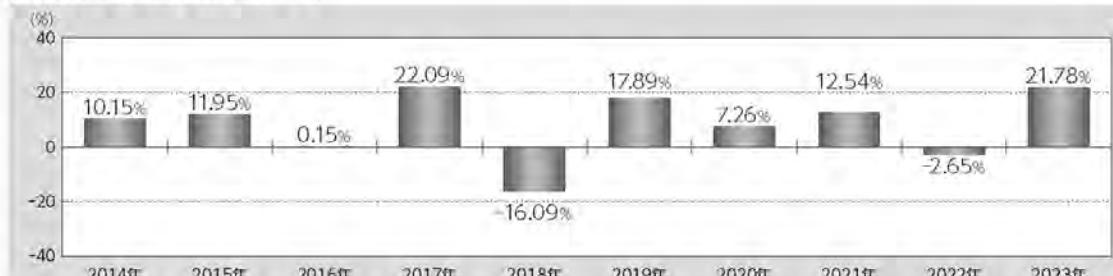
※運用状況によっては、分配金額が変わること、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国／地域	種類	業種	実質投資比率
トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	4.4%
ソニーグループ	日本	株式	電気機器	2.7%
三井UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	2.4%
キーエンス	日本	株式	電気機器	1.8%
日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	1.6%
三井住友フィナンシャルグループ	日本	株式	銀行業	1.5%
三井商事	日本	株式	卸売業	1.5%
日立製作所	日本	株式	電気機器	1.4%
三井物産	日本	株式	卸売業	1.3%
東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	1.3%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間收益率の推移(曆年ベース)



記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<申込手続>

当ファンドは確定拠出年金制度のための専用ファンドです。従って、確定拠出年金法第8条第1項に規定する事業主による資産管理契約の相手方及び同法第55条に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会（同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。）による取得の申込みのみの取扱いとなります。

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

<申込コース>

当ファンドは、「分配金再投資コース」（※）専用ファンドです。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

<申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として午後2時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<申込単位>

1円以上1円単位とします。

<申込価額>

取得申込受付日の基準価額とします。

(注) 分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

<申込手数料>

ありません。

<申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

<受付不可日>

ありません。

<申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

<その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの

受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行いうるものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

2 【換金（解約）手続等】

<一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

<一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後2時までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。なお、当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

<一部解約単位>

1口以上1口単位とします。

<解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た解約時における信託財産留保額を控除した価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

<一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

なお、確定拠出年金制度の加入者等が一部解約金の支払を受ける日は確定拠出年金制度の定めに拠ることとなります。

<受付不可日>

ありません。

<一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

<一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

<問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することができます。

<基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

<主要な投資対象資産の評価方法>

①親投資信託受益証券（日本株式マザーファンド）

計算日の基準価額で評価します。

②国内上場株式

原則として計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。

<基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ (<https://www.smtam.jp/>) でご覧いただけます。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。(2002年4月1日設定)

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

(4) 【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

<投資信託契約の終了（償還）と手続き>

(1) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。

・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合

・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合

・やむを得ない事情が発生した場合

②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。

③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則

として、ファンドを繰上償還させます。

④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

(2) 投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）における公告等の手続き

委託会社は上記（1）①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの繰上償還について、あらかじめ、ファンドを繰上償還しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、ファンドの繰上償還を行いません。

④委託会社は、このファンドの繰上償還を行わないこととしたときは、ファンドの繰上償還を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑤ファンドの繰上償還において、上記②から④までの規定は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記②の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>

(1) 投資信託約款の変更

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することができます。

- ・ 受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・ やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基いて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続に従います。

(2) 重大な投資信託約款の変更における公告等の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

①委託会社は、ファンドの重大な約款変更について、あらかじめ、変更をしようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

②上記①の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

③上記②の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、当該約款変更を行いません。

④委託会社は、当該約款変更を行わないこととしたときは、約款変更を行わない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、又はその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更と重大な投資信託約款の変更手続き>に従い、新受託会社を選任します。

②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

<反対者の買取請求権>

ファンドの償還又は重大な約款変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

<運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

<関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約
当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

<公告>

委託会社が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

<混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

<投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することができます。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明ら

かにする方法により分別して管理することがあります。

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

① 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

② 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日（決算日）の翌営業日に、販売会社に交付されます。

販売会社は、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

① 受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

② 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

④ 受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)」並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年総理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 21 期計算期間(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月13日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 後藤知弘
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC日本株式インデックスファンドLの2022年4月1日から2023年3月31日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DC日本株式インデックスファンドLの2023年3月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を

開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【DC日本株式インデックスファンドL】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 20 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 21 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	365,969,959	303,645,319
親投資信託受益証券	119,593,068,170	127,824,244,236
未収入金	158,373,431	39,052,833
流動資産合計	120,117,411,560	128,166,942,388
資産合計	120,117,411,560	128,166,942,388
負債の部		
流動負債		
未払解約金	340,195,086	152,260,384
未払受託者報酬	19,526,711	20,074,231
未払委託者報酬	104,142,373	107,062,509
未払利息	357	460
流動負債合計	463,864,527	279,397,584
負債合計	463,864,527	279,397,584
純資産の部		
元本等		
元本	45,974,658,316	46,531,596,351
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	73,678,888,717	81,355,948,453
(分配準備積立金)	34,009,471,950	36,052,091,550
元本等合計	119,653,547,033	127,887,544,804
純資産合計	119,653,547,033	127,887,544,804
負債純資産合計	120,117,411,560	128,166,942,388

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第 20 期 自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日	第 21 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日
営業収益		
受取利息	1,624	1,007
有価証券売買等損益	2,321,791,449	7,093,029,887
営業収益合計	2,321,793,073	7,093,030,894
営業費用		
支払利息	114,878	98,377
受託者報酬	38,916,822	39,623,686
委託者報酬	207,556,230	211,326,210
営業費用合計	246,587,930	251,048,273
営業利益又は営業損失（△）	2,075,205,143	6,841,982,621
経常利益又は経常損失（△）	2,075,205,143	6,841,982,621
当期純利益又は当期純損失（△）	2,075,205,143	6,841,982,621
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	133,359,258	32,534,723
期首剩余金又は期首次損金（△）	71,311,032,663	73,678,888,717
剩余金増加額又は欠損金減少額	12,699,860,310	10,666,299,827
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	12,699,860,310	10,666,299,827
剩余金減少額又は欠損金増加額	12,273,850,141	9,798,687,989
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	12,273,850,141	9,798,687,989
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金（△）	73,678,888,717	81,355,948,453

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	第 20 期 (2022 年 3 月 31 日現在)	第 21 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	45,974,658,316 口	46,531,596,351 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) 2,6026 円 (26,026 円)	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) 2,7484 円 (27,484 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 20 期 自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日	第 21 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
項目	項目
費用控除後の配当等収益額	A
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B
収益調整金額	C
分配準備積立金額	D
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D
当ファンドの期末残存口数	F
1 万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000
1 万口当たり分配金額	H
収益分配金額	I=F×H/10,000

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第 21 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第 21 期 (2023 年 3 月 31 日現在)
--	-------------------------------

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第20期 自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	第21期 自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	45,819,627,446 円	45,974,658,316 円
期中追加設定元本額	8,057,883,165 円	6,699,246,631 円
期中一部解約元本額	7,902,852,295 円	6,142,308,596 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第20期 (2022年3月31日現在)	第21期 (2023年3月31日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,400,238,032	7,127,262,026
合計	2,400,238,032	7,127,262,026

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考

親投資信託受益証券	日本株式マザーファンド	54,240,959,109	127,824,244,236	
	合計	54,240,959,109	127,824,244,236	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

日本株式マザーファンド

貸借対照表

		2023年 3月 31日現在
項目	金額(円)	
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,163,196,382	
株式	312,848,103,140	
派生商品評価勘定	115,850,600	
未収入金	194,236,808	
未収配当金	3,806,583,857	
差入委託証拠金	349,949,500	
流動資産合計	320,477,920,287	
資産合計	320,477,920,287	
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	16,313,500	
前受金	99,555,800	
未払金	6,164,725	
未払解約金	176,260,929	
未払利息	4,796	
流動負債合計	298,299,750	
負債合計	298,299,750	
純資産の部		
元本等		
元本	135,863,616,097	
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	184,316,004,440	

元本等合計	320, 179, 620, 537
純資産合計	320, 179, 620, 537
負債純資産合計	320, 477, 920, 287

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2023年3月31日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。 当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3. 収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	2023年3月31日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	135, 863, 616, 097 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 2, 3566 円 (1万口当たり純資産額) (23, 566 円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	2023年3月31日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、ファンド運用の効率化を図ることを目的として株価指数先物取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	2023年3月31日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2023年3月31日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2022年4月1日
期首元本額	134,453,798,374円
期中追加設定元本額	10,778,211,126円
期中一部解約元本額	9,368,393,403円
期末元本額	135,863,616,097円
期末元本額の内訳	
日本株式インデックスファンド	610,062,020円
DC日本株式インデックスファンド	284,848,673円
DC日本株式インデックスファンドL	54,240,959,109円
DC日本株式インデックスファンドA	662,429,709円
DCバランスファンド30	2,425,333,905円
DCバランスファンド50	3,838,607,332円
DCバランスファンド70	2,390,173,483円
グローバル・インデックス・バランス・ファンド	571,545,470円
日本株式インデックスe	1,431,097,296円
インデックスコレクション(国内株式)	22,140,492,915円
インデックスコレクション(バランス株式30)	12,688,568,742円
インデックスコレクション(バランス株式50)	3,642,163,571円

インデックスコレクション（バランス株式70）	3,348,988,907円
私募日本株式パッシブファンド（適格機関投資家専用）	7,838,805,268円
日本株式パッシブファンド私募A（適格機関投資家専用）	2,713,462,928円
日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	725,567,007円
バランスVA30（適格機関投資家専用）	36,322,265円
バランスVA50（適格機関投資家専用）	415,184,281円
VAバランスファンド（株25／100）（適格機関投資家専用）	52,866,387円
VAバランスファンド（株50／100）（適格機関投資家専用）	120,073,307円
VAバランスファンド（株60／100）（適格機関投資家専用）	40,933,995円
バランスVA25（適格機関投資家専用）	568,992,872円
バランスVA37.5（適格機関投資家専用）	374,855,068円
バランスVA50L（適格機関投資家専用）	6,459,567,061円
バランスVA75（適格機関投資家専用）	633,668,702円
VAバランスファンド（株40／100）（適格機関投資家専用）	52,809,141円
VAポートフォリオ40（適格機関投資家専用）	1,037,897,118円
VAポートフォリオ20（適格機関投資家専用）	20,366,647円
バランスVA40（適格機関投資家専用）	132,107,876円
バランスファンドVA（適格機関投資家専用）	1,677,915,862円
VAバランスファンド2（株40／100）（適格機関投資家専用）	44,695,286円
VAバランス50-50（適格機関投資家専用）	49,004,202円
VAファンド25（適格機関投資家専用）	14,984,187円
バランスファンドVA2（適格機関投資家専用）	484,424,645円
バランスVA25L（適格機関投資家専用）	235,632,593円
バランスファンドVA3（適格機関投資家専用）	3,646,851,597円
世界バランスVA25（適格機関投資家専用）	73,755,876円
国内バランスVA30（適格機関投資家専用）	30,266,651円
国内バランスVA25（適格機関投資家専用）	7,487,742円
VAバランス20-80（適格機関投資家専用）	97,710,337円
私募日本株式インデックスファンドAL（適格機関投資家専用）	2,136,064円

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2023年3月31日現在	
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式		9,025,588,636
合計		9,025,588,636

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「日本株式マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

株式関連

（2023年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)		評価損益(円)
			うち1年超	—	
市場取引	株価指数先物取引 買建	7,093,009,200	—	7,192,565,000	99,555,800
合計		7,093,009,200	—	7,192,565,000	99,555,800

（注）1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
極洋	5,800	3,425.00	19,865,000	
ニッスイ	152,500	543.00	82,807,500	
マルハニチロ	23,300	2,375.00	55,337,500	
雪国まいたけ	13,000	1,002.00	13,026,000	
カネコ種苗	5,000	1,661.00	8,305,000	
サカタのタネ	17,400	3,910.00	68,034,000	
ホクト	13,600	1,855.00	25,228,000	
ホクリヨウ	1,900	810.00	1,539,000	
住石ホールディングス	21,100	368.00	7,764,800	
日鉄鉱業	6,100	3,580.00	21,838,000	
三井松島ホールディングス	6,900	3,285.00	22,666,500	
I N P E X	563,900	1,397.00	787,768,300	
石油資源開発	17,700	4,465.00	79,030,500	
K&Oエナジーグループ	6,900	2,110.00	14,559,000	
ショーボンドホールディングス	20,800	5,480.00	113,984,000	
ミライト・ワン	52,900	1,649.00	87,232,100	
タマホーム	10,700	3,660.00	39,162,000	
サンヨーホームズ	1,600	717.00	1,147,200	
日本アクリア	5,700	936.00	5,335,200	
ファーストコーポレーション	3,500	898.00	3,143,000	
ベステラ	2,900	908.00	2,633,200	
R o b o t H o m e	25,900	221.00	5,723,900	
キャンディル	2,100	532.00	1,117,200	
ダイセキ環境ソリューション	2,700	929.00	2,508,300	
第一カッター興業	3,900	1,175.00	4,582,500	
安藤・間	88,300	856.00	75,584,800	
東急建設	43,400	675.00	29,295,000	
コムシスホールディングス	51,600	2,443.00	126,058,800	

ビーアールホールディングス	24,200	355.00	8,591,000	
高松コンストラクショングループ	9,900	2,029.00	20,087,100	
東建コーポレーション	4,900	7,940.00	38,906,000	
ソネック	1,500	1,000.00	1,500,000	
ヤマウラ	7,700	1,094.00	8,423,800	
オリエンタル白石	54,800	326.00	17,864,800	
大成建設	106,100	4,095.00	434,479,500	
大林組	381,400	1,013.00	386,358,200	
清水建設	320,600	750.00	240,450,000	
飛島建設	11,800	1,054.00	12,437,200	
長谷工コーポレーション	110,100	1,539.00	169,443,900	
松井建設	9,900	676.00	6,692,400	
錢高組	1,200	2,977.00	3,572,400	
鹿島建設	236,500	1,598.00	377,927,000	
不動テトラ	7,400	1,631.00	12,069,400	
大末建設	3,500	1,163.00	4,070,500	
鉄建建設	7,600	1,809.00	13,748,400	
西松建設	18,100	3,425.00	61,992,500	
三井住友建設	86,000	384.00	33,024,000	
大豊建設	4,400	3,680.00	16,192,000	
佐田建設	6,100	490.00	2,989,000	
ナカノフドー建設	6,700	369.00	2,472,300	
奥村組	17,300	3,130.00	54,149,000	
東鉄工業	14,700	2,709.00	39,822,300	
イチケン	2,100	1,781.00	3,740,100	
富士ピー・エス	4,200	453.00	1,902,600	
淺沼組	8,500	3,115.00	26,477,500	
戸田建設	131,200	691.00	90,659,200	
熊谷組	18,500	2,659.00	49,191,500	
北野建設	1,800	2,947.00	5,304,600	
植木組	2,700	1,340.00	3,618,000	
矢作建設工業	14,500	826.00	11,977,000	
ピーエス三菱	13,500	654.00	8,829,000	
日本ハウスホールディングス	21,100	395.00	8,334,500	
新日本建設	15,000	936.00	14,040,000	
東亜道路工業	4,200	3,750.00	15,750,000	

日本道路	2,100	7,300.00	15,330,000	
東亜建設工業	9,100	2,654.00	24,151,400	
日本国土開発	32,000	604.00	19,328,000	
若築建設	4,700	3,820.00	17,954,000	
東洋建設	34,500	916.00	31,602,000	
五洋建設	151,200	632.00	95,558,400	
世紀東急工業	14,100	811.00	11,435,100	
福田組	4,000	4,650.00	18,600,000	
住友林業	81,800	2,620.00	214,316,000	
日本基礎技術	5,700	517.00	2,946,900	
巴コーポレーション	10,600	432.00	4,579,200	
大和ハウス工業	298,000	3,114.00	927,972,000	
ライト工業	20,300	1,951.00	39,605,300	
積水ハウス	334,100	2,698.00	901,401,800	
日特建設	10,200	972.00	9,914,400	
北陸電気工事	7,300	775.00	5,657,500	
ユアテック	23,500	829.00	19,481,500	
日本リーテック	7,000	937.00	6,559,000	
四電工	4,500	1,890.00	8,505,000	
中電工	16,500	2,134.00	35,211,000	
関電工	58,400	935.00	54,604,000	
きんでん	75,100	1,595.00	119,784,500	
東京エネシス	10,600	892.00	9,455,200	
トーエネック	3,500	3,410.00	11,935,000	
住友電設	10,100	2,554.00	25,795,400	
日本電設工業	17,500	1,584.00	27,720,000	
エクシオグループ	49,100	2,397.00	117,692,700	
新日本空調	5,900	1,865.00	11,003,500	
九電工	25,900	3,365.00	87,153,500	
三機工業	23,600	1,464.00	34,550,400	
日揮ホールディングス	105,500	1,641.00	173,125,500	
中外炉工業	3,500	1,852.00	6,482,000	
ヤマト	7,900	881.00	6,959,900	
太平電業	6,600	4,055.00	26,763,000	
高砂熱学工業	25,700	2,109.00	54,201,300	
三晃金属工業	1,200	3,840.00	4,608,000	

朝日工業社	4,400	2,186.00	9,618,400	
明星工業	18,300	774.00	14,164,200	
大氣社	12,800	3,680.00	47,104,000	
ダイダン	7,000	2,369.00	16,583,000	
日比谷総合設備	9,200	2,163.00	19,899,600	
フィル・カンパニー	1,900	1,028.00	1,953,200	
テスホールディングス	11,500	1,083.00	12,454,500	
インフロニア・ホールディングス	111,800	1,022.00	114,259,600	
東洋エンジニアリング	14,100	565.00	7,966,500	
レイズネクスト	15,400	1,455.00	22,407,000	
ニッパン	28,800	1,660.00	47,808,000	
日清製粉グループ本社	99,000	1,551.00	153,549,000	
日東富士製粉	1,900	4,490.00	8,531,000	
昭和産業	9,300	2,537.00	23,594,100	
鳥越製粉	7,600	601.00	4,567,600	
中部飼料	14,800	1,044.00	15,451,200	
フィード・ワン	15,600	676.00	10,545,600	
東洋精糖	1,800	908.00	1,634,400	
日本甜菜製糖	6,200	1,670.00	10,354,000	
DM三井製糖ホールディングス	10,600	2,035.00	21,571,000	
塩水港精糖	11,400	199.00	2,268,600	
ウェルネオシュガー	5,500	1,665.00	9,157,500	
森永製菓	19,800	3,755.00	74,349,000	
中村屋	2,700	3,095.00	8,356,500	
江崎グリコ	30,600	3,335.00	102,051,000	
名糖産業	4,200	1,651.00	6,934,200	
井村屋グループ	5,900	2,224.00	13,121,600	
不二家	7,300	2,469.00	18,023,700	
山崎製パン	71,700	1,604.00	115,006,800	
第一屋製パン	1,800	399.00	718,200	
モロゾフ	3,500	3,480.00	12,180,000	
亀田製菓	6,800	4,395.00	29,886,000	
寿スピリッツ	11,400	9,370.00	106,818,000	
カルビー	49,000	2,771.00	135,779,000	
森永乳業	19,500	4,770.00	93,015,000	
六甲バター	7,900	1,348.00	10,649,200	

ヤクルト本社	76,500	9,630.00	736,695,000	
明治ホールディングス	132,800	3,155.00	418,984,000	
雪印メグミルク	25,900	1,763.00	45,661,700	
プリマハム	14,400	2,201.00	31,694,400	
日本ハム	41,900	3,835.00	160,686,500	
林兼産業	2,900	470.00	1,363,000	
丸大食品	10,800	1,454.00	15,703,200	
S Foods	11,800	2,849.00	33,618,200	
柿安本店	4,200	2,222.00	9,332,400	
伊藤ハム米久ホールディングス	83,200	700.00	58,240,000	
サッポロホールディングス	35,200	3,405.00	119,856,000	
アサヒグループホールディングス	247,400	4,924.00	1,218,197,600	
キリンホールディングス	483,200	2,096.00	1,012,787,200	
宝ホールディングス	73,100	1,022.00	74,708,200	
オエノンホールディングス	32,000	275.00	8,800,000	
養命酒製造	3,500	1,868.00	6,538,000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス	83,900	1,445.00	121,235,500	
サントリー食品インターナショナル	75,400	4,935.00	372,099,000	
ダイドーグループホールディングス	6,100	4,870.00	29,707,000	
伊藤園	36,300	4,325.00	156,997,500	
キーコーヒー	12,000	2,023.00	24,276,000	
ユニカフェ	3,200	904.00	2,892,800	
ジャパンフーズ	1,500	1,086.00	1,629,000	
日清オイリオグループ	15,100	3,250.00	49,075,000	
不二製油グループ本社	24,900	1,923.00	47,882,700	
かどや製油	1,100	3,550.00	3,905,000	
J一オイルミルズ	10,900	1,521.00	16,578,900	
キッコーマン	71,000	6,740.00	478,540,000	
味の素	262,000	4,606.00	1,206,772,000	
ブルドックソース	4,300	1,912.00	8,221,600	
キューピー	57,500	2,228.00	128,110,000	
ハウス食品グループ本社	32,800	2,810.00	92,168,000	
カゴメ	49,900	3,090.00	154,191,000	
焼津水産化学工業	4,200	854.00	3,586,800	
アリアケジャパン	9,300	4,880.00	45,384,000	

ピエトロ	1,400	1,839.00	2,574,600	
エバラ食品工業	2,900	3,100.00	8,990,000	
やまみ	900	1,338.00	1,204,200	
ニチレイ	49,100	2,684.00	131,784,400	
東洋水産	54,100	5,550.00	300,255,000	
イートアンドホールディングス	4,500	2,234.00	10,053,000	
大冷	1,200	1,902.00	2,282,400	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	6,800	1,052.00	7,153,600	
日清食品ホールディングス	37,700	12,130.00	457,301,000	
永谷園ホールディングス	5,300	2,092.00	11,087,600	
一正蒲鉾	4,100	748.00	3,066,800	
フジッコ	11,000	1,854.00	20,394,000	
ロック・フィールド	13,000	1,565.00	20,345,000	
日本たばこ産業	704,800	2,798.00	1,972,030,400	
ケンコーマヨネーズ	7,400	1,207.00	8,931,800	
わらべや日洋ホールディングス	7,900	1,810.00	14,299,000	
なとり	6,700	1,936.00	12,971,200	
イフジ産業	1,600	1,022.00	1,635,200	
ファーマフーズ	16,600	1,416.00	23,505,600	
ユーダレナ	68,900	939.00	64,697,100	
紀文食品	8,400	999.00	8,391,600	
ピックルスホールディングス	6,300	1,184.00	7,459,200	
ミヨシ油脂	3,400	977.00	3,321,800	
理研ビタミン	9,300	1,923.00	17,883,900	
片倉工業	10,300	1,856.00	19,116,800	
グンゼ	8,300	4,485.00	37,225,500	
東洋紡	47,500	1,039.00	49,352,500	
ユニチカ	34,600	221.00	7,646,600	
富士紡ホールディングス	4,400	3,305.00	14,542,000	
倉敷紡績	8,300	2,517.00	20,891,100	
シキボウ	5,400	1,005.00	5,427,000	
日本毛織	31,000	987.00	30,597,000	
トーア紡コードレーション	3,800	355.00	1,349,000	
帝国繊維	12,500	1,653.00	20,662,500	
帝人	104,900	1,396.00	146,440,400	
東レ	730,200	756.40	552,323,280	

住江織物	2,000	2,096.00	4,192,000	
日本フエルト	6,300	413.00	2,601,900	
イチカワ	1,500	1,332.00	1,998,000	
日東製綱	1,000	1,644.00	1,644,000	
アツギ	6,000	400.00	2,400,000	
ダイニック	2,500	756.00	1,890,000	
セーレン	21,200	2,332.00	49,438,400	
ソトー	3,200	829.00	2,652,800	
東海染工	1,100	1,133.00	1,246,300	
小松マテーレ	16,000	691.00	11,056,000	
ワコールホールディングス	21,000	2,487.00	52,227,000	
ホギメディカル	14,700	3,175.00	46,672,500	
T S I ホールディングス	39,200	634.00	24,852,800	
マツオカコーポレーション	2,700	1,410.00	3,807,000	
ワールド	14,100	1,481.00	20,882,100	
三陽商会	3,700	1,556.00	5,757,200	
ナイガイ	3,700	264.00	976,800	
オンワードホールディングス	71,000	383.00	27,193,000	
ルックホールディングス	2,800	2,280.00	6,384,000	
ゴールドワイン	19,300	12,600.00	243,180,000	
デサント	18,800	4,140.00	77,832,000	
キング	4,500	505.00	2,272,500	
ヤマトイインターナショナル	8,100	268.00	2,170,800	
特種東海製紙	5,300	2,940.00	15,582,000	
王子ホールディングス	453,700	524.00	237,738,800	
日本製紙	56,700	1,023.00	58,004,100	
三菱製紙	11,600	349.00	4,048,400	
北越コーポレーション	68,800	887.00	61,025,600	
中越パルプ工業	3,900	1,026.00	4,001,400	
巴川製紙所	3,000	684.00	2,052,000	
大王製紙	48,100	1,034.00	49,735,400	
阿波製紙	2,300	697.00	1,603,100	
レンゴー	99,200	859.00	85,212,800	
トーモク	6,300	1,599.00	10,073,700	
ザ・パック	8,100	2,955.00	23,935,500	
北の達人コーポレーション	45,900	335.00	15,376,500	

クラレ	173,200	1,217.00	210,784,400	
旭化成	680,200	926.30	630,069,260	
共和レザー	5,600	524.00	2,934,400	
レゾナック・ホールディングス	105,300	2,176.00	229,132,800	
住友化学	808,000	445.00	359,560,000	
住友精化	4,500	4,325.00	19,462,500	
日産化学	51,700	5,990.00	309,683,000	
ラサ工業	4,200	2,086.00	8,761,200	
クレハ	9,300	8,450.00	78,585,000	
多木化学	4,200	4,715.00	19,803,000	
ティカ	7,300	1,174.00	8,570,200	
石原産業	19,700	1,115.00	21,965,500	
片倉コーポアグリ	2,000	1,670.00	3,340,000	
日本曹達	11,700	4,615.00	53,995,500	
東ソー	145,400	1,797.00	261,283,800	
トクヤマ	35,200	2,105.00	74,096,000	
セントラル硝子	17,500	2,937.00	51,397,500	
東亞合成	55,800	1,232.00	68,745,600	
大阪ソーダ	6,500	4,355.00	28,307,500	
関東電化工業	21,100	1,031.00	21,754,100	
デンカ	39,600	2,735.00	108,306,000	
信越化学工業	905,500	4,275.00	3,871,012,500	
日本カーバイド工業	3,700	1,317.00	4,872,900	
堺化学工業	8,300	1,770.00	14,691,000	
第一稀元素化学工業	9,900	1,013.00	10,028,700	
エア・ウォーター	102,800	1,660.00	170,648,000	
日本酸素ホールディングス	105,700	2,382.00	251,777,400	
日本化学工業	3,600	1,981.00	7,131,600	
東邦アセチレン	2,100	1,355.00	2,845,500	
日本パーカライジング	53,900	992.00	53,468,800	
高圧ガス工業	15,800	704.00	11,123,200	
チタン工業	1,200	1,483.00	1,779,600	
四国化成ホールディングス	12,900	1,403.00	18,098,700	
戸田工業	2,500	2,538.00	6,345,000	
ステラ ケミファ	6,400	2,641.00	16,902,400	
保土谷化学工業	3,100	3,010.00	9,331,000	

日本触媒	16,600	5,280.00	87,648,000	
大日精化工業	7,600	1,783.00	13,550,800	
カネカ	24,900	3,450.00	85,905,000	
三菱瓦斯化学	81,300	1,963.00	159,591,900	
三井化学	91,200	3,410.00	310,992,000	
J S R	101,700	3,115.00	316,795,500	
東京応化工業	19,100	7,690.00	146,879,000	
大阪有機化学工業	8,200	2,156.00	17,679,200	
三菱ケミカルグループ	735,000	785.70	577,489,500	
K H ネオケム	18,100	2,398.00	43,403,800	
ダイセル	160,100	1,000.00	160,100,000	
住友ベークライト	16,100	5,160.00	83,076,000	
積水化学工業	223,600	1,876.00	419,473,600	
日本ゼオン	65,300	1,399.00	91,354,700	
アイカ工業	27,500	3,035.00	83,462,500	
U B E	56,100	2,055.00	115,285,500	
積水樹脂	15,900	2,079.00	33,056,100	
タキロンシーアイ	23,800	493.00	11,733,400	
旭有機材	7,200	3,165.00	22,788,000	
ニチバン	6,700	1,923.00	12,884,100	
リケンテクノス	23,500	589.00	13,841,500	
大倉工業	5,000	2,041.00	10,205,000	
積水化成品工業	15,300	417.00	6,380,100	
群栄化学工業	2,600	2,587.00	6,726,200	
タイガースポリマー	4,400	446.00	1,962,400	
ミライアル	3,000	1,636.00	4,908,000	
ダイキアクシス	3,600	699.00	2,516,400	
ダイキヨーニシカワ	24,000	645.00	15,480,000	
竹本容器	3,300	840.00	2,772,000	
森六ホールディングス	5,500	1,841.00	10,125,500	
恵和	7,000	1,525.00	10,675,000	
日本化薬	83,200	1,197.00	99,590,400	
カーリットホールディングス	9,800	694.00	6,801,200	
日本精化	6,200	2,616.00	16,219,200	
扶桑化学工業	10,100	3,765.00	38,026,500	
トリケミカル研究所	14,500	2,423.00	35,133,500	

ADEKA	38,000	2,258.00	85,804,000	
日油	33,700	6,170.00	207,929,000	
新日本理化	13,300	211.00	2,806,300	
ハリマ化成グループ	6,800	877.00	5,963,600	
花王	265,200	5,167.00	1,370,288,400	
第一工業製薬	3,900	1,885.00	7,351,500	
石原ケミカル	5,000	1,410.00	7,050,000	
日華化学	3,900	864.00	3,369,600	
ニイタカ	1,700	2,140.00	3,638,000	
三洋化成工業	6,700	4,270.00	28,609,000	
有機合成薬品工業	7,100	297.00	2,108,700	
大日本塗料	13,300	847.00	11,265,100	
日本ペイントホールディングス	482,000	1,238.00	596,716,000	
関西ペイント	99,800	1,788.00	178,442,400	
神東塗料	8,100	131.00	1,061,100	
中国塗料	19,900	1,095.00	21,790,500	
日本特殊塗料	6,100	942.00	5,746,200	
藤倉化成	14,600	439.00	6,409,400	
太陽ホールディングス	16,600	2,500.00	41,500,000	
D I C	42,600	2,380.00	101,388,000	
サカタインクス	24,200	1,035.00	25,047,000	
東洋インキ S C ホールディングス	21,300	2,056.00	43,792,800	
T & K TOKA	9,700	1,075.00	10,427,500	
富士フィルムホールディングス	209,300	6,698.00	1,401,891,400	
資生堂	227,700	6,181.00	1,407,413,700	
ライオン	130,800	1,431.00	187,174,800	
高砂香料工業	7,400	2,617.00	19,365,800	
マンダム	23,600	1,477.00	34,857,200	
ミルボン	16,200	5,450.00	88,290,000	
ファンケル	47,700	2,433.00	116,054,100	
コーワー	22,200	15,680.00	348,096,000	
コタ	10,010	1,532.00	15,335,320	
シーボン	1,300	1,596.00	2,074,800	
ポーラ・オルビスホールディングス	55,900	1,722.00	96,259,800	
ノエビアホールディングス	9,700	5,400.00	52,380,000	
アジュバンホールディングス	2,400	965.00	2,316,000	

新日本製薬	6,200	1,433.00	8,884,600	
アクシージア	4,700	1,141.00	5,362,700	
エステー	8,400	1,563.00	13,129,200	
アグロ カネショウ	4,400	1,736.00	7,638,400	
コニシ	18,200	1,915.00	34,853,000	
長谷川香料	22,600	2,971.00	67,144,600	
星光PMC	4,900	543.00	2,660,700	
小林製薬	31,700	8,090.00	256,453,000	
荒川化学工業	9,200	997.00	9,172,400	
メック	9,000	2,561.00	23,049,000	
日本高純度化学	2,800	2,632.00	7,369,600	
タカラバイオ	29,400	1,733.00	50,950,200	
J C U	12,300	3,445.00	42,373,500	
新田ゼラチン	6,000	863.00	5,178,000	
O A Tアグリオ	4,000	1,400.00	5,600,000	
デクセリアルズ	31,500	2,688.00	84,672,000	
アース製薬	9,900	4,735.00	46,876,500	
北興化学工業	11,000	843.00	9,273,000	
大成ラミック	3,400	2,874.00	9,771,600	
クミアイ化学工業	43,300	850.00	36,805,000	
日本農薬	20,000	674.00	13,480,000	
アキレス	7,100	1,355.00	9,620,500	
有沢製作所	17,900	1,254.00	22,446,600	
日東電工	79,200	8,550.00	677,160,000	
レック	15,500	805.00	12,477,500	
三光合成	14,900	607.00	9,044,300	
きもと	14,300	199.00	2,845,700	
藤森工業	8,600	3,185.00	27,391,000	
前澤化成工業	7,000	1,519.00	10,633,000	
未来工業	3,900	1,776.00	6,926,400	
ウェーブロックホールディングス	2,900	609.00	1,766,100	
J S P	7,700	1,551.00	11,942,700	
エフピコ	20,600	3,280.00	67,568,000	
天馬	9,300	2,348.00	21,836,400	
信越ポリマー	20,200	1,491.00	30,118,200	
東リ	21,700	273.00	5,924,100	

ニフコ	39,300	3,750.00	147,375,000	
バルカー	9,100	3,445.00	31,349,500	
ユニ・チャーム	227,200	5,441.00	1,236,195,200	
ショーエイコーポレーション	2,800	557.00	1,559,600	
協和キリン	131,800	2,886.00	380,374,800	
武田薬品工業	965,100	4,350.00	4,198,185,000	
アステラス製薬	1,045,100	1,883.00	1,967,923,300	
住友ファーマ	81,000	810.00	65,610,000	
塩野義製薬	137,500	5,977.00	821,837,500	
わかもと製薬	9,300	247.00	2,297,100	
日本新薬	25,700	5,830.00	149,831,000	
中外製薬	341,400	3,270.00	1,116,378,000	
科研製薬	18,700	3,695.00	69,096,500	
エーザイ	132,700	7,504.00	995,780,800	
ロート製薬	105,700	2,770.00	292,789,000	
小野薬品工業	210,400	2,764.00	581,545,600	
久光製薬	24,300	3,780.00	91,854,000	
持田製薬	13,100	3,340.00	43,754,000	
参天製薬	205,300	1,130.00	231,989,000	
扶桑薬品工業	3,500	1,996.00	6,986,000	
日本ケミファ	1,000	1,839.00	1,839,000	
ツムラ	34,400	2,630.00	90,472,000	
キッセイ薬品工業	16,900	2,641.00	44,632,900	
生化学工業	20,900	813.00	16,991,700	
榮研化学	17,700	1,563.00	27,665,100	
鳥居薬品	5,900	3,180.00	18,762,000	
J C R ファーマ	37,000	1,413.00	52,281,000	
東和薬品	16,800	1,895.00	31,836,000	
富士製薬工業	7,100	1,133.00	8,044,300	
ゼリア新薬工業	15,100	2,245.00	33,899,500	
第一三共	950,100	4,822.00	4,581,382,200	
キョーリン製薬ホールディングス	23,700	1,704.00	40,384,800	
大幸薬品	19,900	382.00	7,601,800	
ダイト	8,200	2,462.00	20,188,400	
大塚ホールディングス	249,500	4,203.00	1,048,648,500	
大正製薬ホールディングス	24,200	5,520.00	133,584,000	

ペプチドリーム	52,900	1,879.00	99,399,100	
あすか製薬ホールディングス	11,200	1,189.00	13,316,800	
サワイグループホールディングス	24,900	3,650.00	90,885,000	
日本コークス工業	98,400	87.00	8,560,800	
ニチレキ	12,900	1,488.00	19,195,200	
ユシロ化学工業	5,700	856.00	4,879,200	
ビーピー・カストロール	3,700	913.00	3,378,100	
富士石油	22,300	265.00	5,909,500	
MORESCO	3,200	1,156.00	3,699,200	
出光興産	121,100	2,900.00	351,190,000	
ENEOSホールディングス	1,850,300	465.20	860,759,560	
コスモエネルギーホールディングス	43,100	4,285.00	184,683,500	
横浜ゴム	62,000	2,797.00	173,414,000	
TOYO TIRE	62,700	1,545.00	96,871,500	
ブリヂストン	348,300	5,367.00	1,869,326,100	
住友ゴム工業	107,000	1,196.00	127,972,000	
藤倉コンポジット	6,900	1,096.00	7,562,400	
オカモト	6,100	3,975.00	24,247,500	
フコク	5,700	1,028.00	5,859,600	
ニッタ	11,100	2,931.00	32,534,100	
住友理工	21,200	689.00	14,606,800	
三ツ星ベルト	15,900	3,935.00	62,566,500	
バandoー化学	17,300	1,058.00	18,303,400	
日東紡績	13,000	2,015.00	26,195,000	
AGC	111,000	4,925.00	546,675,000	
日本板硝子	55,600	634.00	35,250,400	
石塚硝子	1,600	1,550.00	2,480,000	
日本山村硝子	3,700	674.00	2,493,800	
日本電気硝子	44,500	2,549.00	113,430,500	
オハラ	5,200	1,174.00	6,104,800	
住友大阪セメント	15,400	3,730.00	57,442,000	
太平洋セメント	69,500	2,487.00	172,846,500	
日本ヒューム	9,600	750.00	7,200,000	
日本コンクリート工業	21,400	255.00	5,457,000	
三谷セキサン	4,600	4,670.00	21,482,000	
アジアパイルホールディングス	17,100	735.00	12,568,500	

東海カーボン	91,500	1,260.00	115,290,000	
日本カーボン	6,300	4,100.00	25,830,000	
東洋炭素	6,800	4,105.00	27,914,000	
ノリタケカンパニーリミテド	5,400	4,590.00	24,786,000	
TOTO	72,000	4,420.00	318,240,000	
日本碍子	129,100	1,752.00	226,183,200	
日本特殊陶業	83,000	2,736.00	227,088,000	
MARUWA	4,000	18,360.00	73,440,000	
品川リフラクトリーズ	3,100	4,570.00	14,167,000	
黒崎播磨	2,200	6,640.00	14,608,000	
ヨータイ	7,300	1,518.00	11,081,400	
東京窯業	9,100	330.00	3,003,000	
ニッカト一	4,500	626.00	2,817,000	
フジミインコーポレーテッド	8,700	7,300.00	63,510,000	
クニミネ工業	2,900	933.00	2,705,700	
エーアンドエーマテリアル	1,800	902.00	1,623,600	
ニチアス	27,600	2,661.00	73,443,600	
ニチハ	13,700	2,699.00	36,976,300	
日本製鉄	502,400	3,120.00	1,567,488,000	
神戸製鋼所	225,700	1,053.00	237,662,100	
中山製鋼所	23,100	973.00	22,476,300	
合同製鐵	5,600	3,395.00	19,012,000	
JFEホールディングス	299,800	1,679.00	503,364,200	
東京製鐵	31,600	1,366.00	43,165,600	
共英製鋼	12,800	1,608.00	20,582,400	
大和工業	18,500	5,340.00	98,790,000	
東京鐵鋼	5,400	1,747.00	9,433,800	
大阪製鐵	5,200	1,321.00	6,869,200	
淀川製鋼所	12,800	2,717.00	34,777,600	
中部鋼鈑	9,200	2,364.00	21,748,800	
丸一鋼管	34,200	2,910.00	99,522,000	
モリ工業	2,300	3,460.00	7,958,000	
大同特殊鋼	14,100	5,200.00	73,320,000	
日本高周波鋼業	3,400	367.00	1,247,800	
日本冶金工業	8,200	4,255.00	34,891,000	
山陽特殊製鋼	11,100	2,452.00	27,217,200	

愛知製鋼	6,500	2,340.00	15,210,000	
日本金属	2,200	956.00	2,103,200	
大平洋金属	8,000	1,930.00	15,440,000	
新日本電工	71,800	357.00	25,632,600	
栗本鐵工所	5,300	2,033.00	10,774,900	
虹技	1,200	1,039.00	1,246,800	
三菱製鋼	7,100	1,170.00	8,307,000	
日亜鋼業	10,200	295.00	3,009,000	
日本精線	1,500	4,585.00	6,877,500	
エンビプロ・ホールディングス	6,900	635.00	4,381,500	
シンニッタン	10,900	244.00	2,659,600	
新家工業	2,200	2,266.00	4,985,200	
大紀アルミニウム工業所	16,000	1,428.00	22,848,000	
日本軽金属ホールディングス	30,300	1,462.00	44,298,600	
三井金属鉱業	32,700	3,215.00	105,130,500	
東邦亜鉛	6,700	2,035.00	13,634,500	
三菱マテリアル	74,900	2,157.00	161,559,300	
住友金属鉱山	130,100	5,049.00	656,874,900	
DOWAホールディングス	25,200	4,245.00	106,974,000	
古河機械金属	16,500	1,277.00	21,070,500	
大阪チタニウムテクノロジーズ	16,500	3,190.00	52,635,000	
東邦チタニウム	20,300	2,205.00	44,761,500	
UACJ	15,700	2,635.00	41,369,500	
CKサンエツ	2,700	4,350.00	11,745,000	
古河電気工業	37,400	2,461.00	92,041,400	
住友電気工業	387,400	1,697.00	657,417,800	
フジクラ	120,400	938.00	112,935,200	
昭和電線ホールディングス	12,600	1,895.00	23,877,000	
タツタ電線	22,900	711.00	16,281,900	
カナレ電気	1,600	1,260.00	2,016,000	
平河ヒューテック	6,500	1,524.00	9,906,000	
リヨービ	12,000	1,539.00	18,468,000	
アーレスティ	11,200	519.00	5,812,800	
アサヒホールディングス	45,400	2,022.00	91,798,800	
稻葉製作所	6,600	1,436.00	9,477,600	
宮地エンジニアリンググループ	3,100	3,740.00	11,594,000	

トーカロ	30,800	1,296.00	39,916,800	
アルファ C o	3,600	989.00	3,560,400	
S U M C O	213,600	1,981.00	423,141,600	
川田テクノロジーズ	2,600	3,765.00	9,789,000	
R S T e c h n o l o g i e s	7,500	3,245.00	24,337,500	
ジェイテックコーポレーション	1,300	2,731.00	3,550,300	
信和	5,500	719.00	3,954,500	
東洋製罐グループホールディングス	74,200	1,826.00	135,489,200	
ホッカントールディングス	6,000	1,371.00	8,226,000	
コロナ	6,300	910.00	5,733,000	
横河ブリッジホールディングス	14,800	2,164.00	32,027,200	
駒井ハルテック	1,600	1,681.00	2,689,600	
高田機工	800	2,679.00	2,143,200	
三和ホールディングス	103,300	1,416.00	146,272,800	
文化シヤッター	32,300	1,106.00	35,723,800	
三協立山	15,300	716.00	10,954,800	
アルインコ	8,600	1,055.00	9,073,000	
東洋シヤッター	2,300	524.00	1,205,200	
L I X I L	163,400	2,177.00	355,721,800	
日本ファイルコン	6,500	474.00	3,081,000	
ノーリツ	16,500	1,737.00	28,660,500	
長府製作所	11,300	2,225.00	25,142,500	
リンナイ	60,900	3,235.00	197,011,500	
ダイニチ工業	5,000	671.00	3,355,000	
日東精工	16,300	566.00	9,225,800	
三洋工業	1,100	1,847.00	2,031,700	
岡部	18,000	768.00	13,824,000	
ジーテクト	12,500	1,432.00	17,900,000	
東プレ	19,800	1,227.00	24,294,600	
高周波熱鍊	18,300	695.00	12,718,500	
東京製綱	6,600	1,168.00	7,708,800	
サンコール	8,900	593.00	5,277,700	
モリテック スチール	7,300	316.00	2,306,800	
パイオラックス	15,500	1,930.00	29,915,000	
エイチワン	11,500	631.00	7,256,500	
日本発條	99,200	947.00	93,942,400	

中央発條	6,200	718.00	4,451,600	
アドバネクス	1,200	1,180.00	1,416,000	
立川ブラインド工業	5,100	1,341.00	6,839,100	
三益半導体工業	10,100	2,941.00	29,704,100	
日本ドライケミカル	2,400	1,793.00	4,303,200	
日本製鋼所	30,300	2,479.00	75,113,700	
三浦工業	45,900	3,380.00	155,142,000	
タクマ	33,800	1,327.00	44,852,600	
ツガミ	24,500	1,434.00	35,133,000	
オークマ	11,000	5,910.00	65,010,000	
芝浦機械	12,100	3,150.00	38,115,000	
アマダ	175,300	1,238.00	217,021,400	
アイダエンジニアリング	22,700	817.00	18,545,900	
TAKI SAWA	2,600	1,247.00	3,242,200	
FUJI	47,800	2,234.00	106,785,200	
牧野フライス製作所	12,200	4,855.00	59,231,000	
オーエスジー	52,500	1,988.00	104,370,000	
ダイジェット工業	1,100	845.00	929,500	
旭ダイヤモンド工業	31,500	936.00	29,484,000	
DMG森精機	66,600	2,228.00	148,384,800	
ソディック	30,400	760.00	23,104,000	
ディスコ	52,800	15,300.00	807,840,000	
日東工器	5,400	1,810.00	9,774,000	
日進工具	9,200	1,041.00	9,577,200	
パンチ工業	8,600	448.00	3,852,800	
富士ダイス	4,700	834.00	3,919,800	
豊和工業	5,400	893.00	4,822,200	
東洋機械金属	6,800	590.00	4,012,000	
エンシュウ	2,200	675.00	1,485,000	
島精機製作所	17,500	1,883.00	32,952,500	
オptron	16,300	2,214.00	36,088,200	
N C ホールディングス	2,000	2,015.00	4,030,000	
イワキポンプ	7,400	1,299.00	9,612,600	
フリュー	11,600	1,196.00	13,873,600	
ヤマシンフィルタ	26,300	340.00	8,942,000	
日阪製作所	10,700	893.00	9,555,100	

やまびこ	18,000	1,316.00	23,688,000	
野村マイクロ・サイエンス	3,700	4,155.00	15,373,500	
平田機工	5,300	6,850.00	36,305,000	
ペガサスミシン製造	12,200	634.00	7,734,800	
マルマエ	5,300	1,690.00	8,957,000	
タツモ	6,100	2,172.00	13,249,200	
ナブテスコ	68,900	3,240.00	223,236,000	
三井海洋開発	13,800	1,398.00	19,292,400	
レオン自動機	11,600	1,305.00	15,138,000	
SMC	35,600	69,830.00	2,485,948,000	
ホソカワミクロン	8,400	2,900.00	24,360,000	
ユニオンツール	4,800	3,295.00	15,816,000	
オイレス工業	15,400	1,680.00	25,872,000	
日精エー・エス・ビー機械	5,000	3,920.00	19,600,000	
サトーホールディングス	15,600	2,189.00	34,148,400	
技研製作所	11,500	2,775.00	31,912,500	
日本エアーテック	5,600	1,108.00	6,204,800	
カワタ	2,900	855.00	2,479,500	
日精樹脂工業	8,200	991.00	8,126,200	
オカダアイヨン	3,000	1,777.00	5,331,000	
ワイエイシイホールディングス	4,200	2,751.00	11,554,200	
小松製作所	514,600	3,277.00	1,686,344,200	
住友重機械工業	65,000	3,240.00	210,600,000	
日立建機	43,800	3,075.00	134,685,000	
日工	16,400	634.00	10,397,600	
巴工業	4,700	2,419.00	11,369,300	
井関農機	10,400	1,190.00	12,376,000	
TOWA	11,200	2,094.00	23,452,800	
丸山製作所	1,700	1,791.00	3,044,700	
北川鉄工所	4,400	1,077.00	4,738,800	
ローツエ	5,700	11,640.00	66,348,000	
タカキタ	2,900	422.00	1,223,800	
クボタ	581,200	1,999.00	1,161,818,800	
荏原実業	5,400	2,879.00	15,546,600	
三菱化工機	3,600	2,237.00	8,053,200	
月島機械	14,900	1,088.00	16,211,200	

帝国電機製作所	8,200	2,452.00	20,106,400	
新東工業	22,300	833.00	18,575,900	
澁谷工業	10,300	2,497.00	25,719,100	
アイチ コーポレーション	15,700	796.00	12,497,200	
小森コーポレーション	25,600	991.00	25,369,600	
鶴見製作所	8,400	2,073.00	17,413,200	
日本ギア工業	3,400	509.00	1,730,600	
酒井重工業	1,600	4,010.00	6,416,000	
荏原製作所	45,000	6,130.00	275,850,000	
石井鐵工所	1,200	2,295.00	2,754,000	
西島製作所	9,500	1,569.00	14,905,500	
北越工業	11,100	1,398.00	15,517,800	
ダイキン工業	131,100	23,655.00	3,101,170,500	
オルガノ	15,100	3,605.00	54,435,500	
トヨーカネツ	4,200	2,622.00	11,012,400	
栗田工業	61,400	6,040.00	370,856,000	
椿本チエイン	15,600	3,215.00	50,154,000	
大同工業	4,000	756.00	3,024,000	
木村化工機	8,500	678.00	5,763,000	
アネスト岩田	18,700	1,003.00	18,756,100	
ダイフク	169,800	2,443.00	414,821,400	
サムコ	3,600	5,080.00	18,288,000	
加藤製作所	4,700	1,037.00	4,873,900	
油研工業	1,500	1,918.00	2,877,000	
タダノ	58,000	1,043.00	60,494,000	
フジテック	40,200	3,285.00	132,057,000	
CKD	30,400	2,150.00	65,360,000	
平和	36,600	2,629.00	96,221,400	
理想科学工業	9,800	2,307.00	22,608,600	
SANKYO	21,600	5,530.00	119,448,000	
日本金錢機械	12,100	1,200.00	14,520,000	
マースグループホールディングス	6,500	3,045.00	19,792,500	
フクシマガリレイ	8,100	4,775.00	38,677,500	
オーイズミ	3,800	497.00	1,888,600	
ダイコク電機	6,000	3,220.00	19,320,000	
竹内製作所	19,900	2,932.00	58,346,800	

アマノ	31,200	2,495.00	77,844,000	
J U K I	17,100	624.00	10,670,400	
ジャノメ	11,200	628.00	7,033,600	
マックス	13,600	2,120.00	28,832,000	
グローリー	28,500	2,895.00	82,507,500	
新晃工業	11,100	1,654.00	18,359,400	
大和冷機工業	16,900	1,382.00	23,355,800	
セガサミーホールディングス	88,300	2,513.00	221,897,900	
日本ピストンリング	3,300	1,342.00	4,428,600	
リケン	4,400	2,593.00	11,409,200	
T P R	12,800	1,339.00	17,139,200	
ツバキ・ナカシマ	27,100	955.00	25,880,500	
ホシザキ	70,700	4,885.00	345,369,500	
大豊工業	9,600	635.00	6,096,000	
日本精工	201,800	756.00	152,560,800	
N T N	216,500	337.00	72,960,500	
ジェイテクト	97,800	1,021.00	99,853,800	
不二越	8,100	3,950.00	31,995,000	
日本トムソン	27,000	581.00	15,687,000	
T H K	63,400	3,055.00	193,687,000	
ユーション精機	8,800	759.00	6,679,200	
前澤給装工業	7,800	959.00	7,480,200	
イーグル工業	12,200	1,188.00	14,493,600	
前澤工業	5,700	660.00	3,762,000	
日本ピラー工業	10,200	3,750.00	38,250,000	
キツツ	40,500	928.00	37,584,000	
マキタ	136,700	3,280.00	448,376,000	
三井E & S ホールディングス	50,200	417.00	20,933,400	
日立造船	90,100	866.00	78,026,600	
三菱重工業	192,100	4,876.00	936,679,600	
I H I	69,200	3,320.00	229,744,000	
スター精密	20,800	1,803.00	37,502,400	
日清紡ホールディングス	89,400	1,012.00	90,472,800	
イビデン	63,100	5,260.00	331,906,000	
コニカミノルタ	245,800	569.00	139,860,200	
プラザー工業	146,900	1,992.00	292,624,800	

ミネベアミツミ	191, 100	2, 511. 00	479, 852, 100	
日立製作所	534, 000	7, 252. 00	3, 872, 568, 000	
東芝	211, 400	4, 445. 00	939, 673, 000	
三菱電機	1, 135, 000	1, 578. 50	1, 791, 597, 500	
富士電機	66, 800	5, 200. 00	347, 360, 000	
東洋電機製造	3, 200	922. 00	2, 950, 400	
安川電機	130, 100	5, 770. 00	750, 677, 000	
シンフォニアテクノロジー	12, 100	1, 576. 00	19, 069, 600	
明電舎	16, 700	1, 921. 00	32, 080, 700	
オリジン	2, 200	1, 307. 00	2, 875, 400	
山洋電気	4, 800	6, 150. 00	29, 520, 000	
デンヨー	8, 400	1, 701. 00	14, 288, 400	
P H C ホールディングス	15, 400	1, 432. 00	22, 052, 800	
ソシオネクスト	11, 300	9, 730. 00	109, 949, 000	
東芝テック	16, 400	3, 910. 00	64, 124, 000	
芝浦メカトロニクス	2, 100	16, 100. 00	33, 810, 000	
マブチモーター	27, 300	3, 855. 00	105, 241, 500	
日本電産	267, 100	6, 845. 00	1, 828, 299, 500	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	8, 600	486. 00	4, 179, 600	
トレックス・セミコンダクター	5, 300	2, 388. 00	12, 656, 400	
東光高岳	6, 700	2, 351. 00	15, 751, 700	
ダブル・スコープ	35, 900	1, 254. 00	45, 018, 600	
ダイヘン	9, 900	4, 435. 00	43, 906, 500	
ヤーマン	21, 500	1, 188. 00	25, 542, 000	
J V C ケンウッド	100, 800	381. 00	38, 404, 800	
ミマキエンジニアリング	10, 900	669. 00	7, 292, 100	
I - P E X	6, 300	1, 408. 00	8, 870, 400	
大崎電気工業	26, 000	532. 00	13, 832, 000	
オムロン	100, 600	7, 707. 00	775, 324, 200	
日東工業	14, 800	2, 642. 00	39, 101, 600	
I D E C	16, 200	3, 435. 00	55, 647, 000	
正興電機製作所	4, 000	1, 016. 00	4, 064, 000	
不二電機工業	2, 200	1, 092. 00	2, 402, 400	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	36, 200	2, 382. 00	86, 228, 400	
サクサホールディングス	2, 000	1, 867. 00	3, 734, 000	
メルコホールディングス	3, 000	3, 270. 00	9, 810, 000	

テクノメディカ	2,800	1,895.00	5,306,000	
日本電気	155,300	5,100.00	792,030,000	
富士通	109,400	17,835.00	1,951,149,000	
沖電気工業	49,700	718.00	35,684,600	
岩崎通信機	4,300	830.00	3,569,000	
電気興業	5,100	2,234.00	11,393,400	
サンケン電気	10,200	10,560.00	107,712,000	
ナカヨ	1,600	1,192.00	1,907,200	
アイホン	6,700	2,041.00	13,674,700	
ルネサスエレクトロニクス	716,800	1,913.50	1,371,596,800	
セイコーエプソン	146,300	1,881.00	275,190,300	
ワコム	87,400	690.00	60,306,000	
アルバック	26,100	5,750.00	150,075,000	
アクセル	3,800	1,791.00	6,805,800	
E I Z O	8,000	4,095.00	32,760,000	
日本信号	25,000	1,062.00	26,550,000	
京三製作所	23,000	425.00	9,775,000	
能美防災	15,000	1,691.00	25,365,000	
ホーチキ	8,400	1,548.00	13,003,200	
星和電機	4,500	472.00	2,124,000	
エレコム	26,500	1,255.00	33,257,500	
パナソニック ホールディングス	1,297,300	1,182.00	1,533,408,600	
シャープ	132,200	933.00	123,342,600	
アンリツ	77,300	1,221.00	94,383,300	
富士通ゼネラル	31,100	3,735.00	116,158,500	
ソニーグループ	769,200	11,985.00	9,218,862,000	
T D K	174,000	4,725.00	822,150,000	
帝国通信工業	5,100	1,511.00	7,706,100	
タムラ製作所	47,100	824.00	38,810,400	
アルプスアルパイン	98,300	1,269.00	124,742,700	
池上通信機	3,100	640.00	1,984,000	
日本電波工業	13,300	1,287.00	17,117,100	
鈴木	6,700	1,011.00	6,773,700	
マイコー	12,100	2,922.00	35,356,200	
日本トリム	2,600	3,030.00	7,878,000	
ローランド ディー. ジー.	6,300	3,310.00	20,853,000	

フォスター電機	10,200	1,150.00	11,730,000	
SMK	2,600	2,462.00	6,401,200	
ヨコオ	8,900	2,090.00	18,601,000	
ホシデン	26,500	1,610.00	42,665,000	
ヒロセ電機	18,200	17,270.00	314,314,000	
日本航空電子工業	22,500	2,298.00	51,705,000	
TOA	12,500	825.00	10,312,500	
マクセル	24,100	1,539.00	37,089,900	
古野電気	14,600	976.00	14,249,600	
スミダコーポレーション	10,200	1,663.00	16,962,600	
アイコム	4,200	2,528.00	10,617,600	
リオン	4,700	1,931.00	9,075,700	
横河電機	120,200	2,150.00	258,430,000	
新電元工業	4,200	3,345.00	14,049,000	
アズビル	76,000	3,610.00	274,360,000	
東亜ディーケーケー	4,900	840.00	4,116,000	
日本光電工業	50,300	3,590.00	180,577,000	
チノー	4,500	2,152.00	9,684,000	
共和電業	9,100	349.00	3,175,900	
日本電子材料	7,200	1,519.00	10,936,800	
堀場製作所	24,200	7,910.00	191,422,000	
アドバンテスト	85,700	12,160.00	1,042,112,000	
小野測器	4,300	454.00	1,952,200	
エスペック	8,800	2,035.00	17,908,000	
キーエンス	108,800	64,450.00	7,012,160,000	
日置電機	5,700	8,640.00	49,248,000	
シスメックス	93,800	8,643.00	810,713,400	
日本マイクロニクス	18,100	1,333.00	24,127,300	
メガチップス	9,000	3,270.00	29,430,000	
OBARA GROUP	5,200	3,955.00	20,566,000	
澤藤電機	1,400	1,170.00	1,638,000	
原田工業	4,600	821.00	3,776,600	
コーチェル	14,700	1,137.00	16,713,900	
イリソ電子工業	10,100	4,910.00	49,591,000	
オプテックスグループ	20,100	2,076.00	41,727,600	
千代田インテグレ	4,500	2,232.00	10,044,000	

レーザーテック	49,900	23,280.00	1,161,672,000	
スタンレー電気	77,500	2,931.00	227,152,500	
ウシオ電機	57,000	1,665.00	94,905,000	
岡谷電機産業	8,500	306.00	2,601,000	
ヘリオス テクノ ホールディング	9,500	349.00	3,315,500	
エノモト	2,600	1,762.00	4,581,200	
日本セラミック	11,200	2,704.00	30,284,800	
遠藤照明	4,700	933.00	4,385,100	
古河電池	8,300	1,069.00	8,872,700	
双信電機	4,600	394.00	1,812,400	
山一電機	9,600	1,967.00	18,883,200	
図研	9,500	3,440.00	32,680,000	
日本電子	27,300	4,245.00	115,888,500	
カシオ計算機	81,000	1,298.00	105,138,000	
フアナック	533,500	4,760.00	2,539,460,000	
日本シイエムケイ	23,600	456.00	10,761,600	
エンプラス	3,200	4,885.00	15,632,000	
大真空	13,600	727.00	9,887,200	
ローム	50,300	10,970.00	551,791,000	
浜松ホトニクス	87,300	7,110.00	620,703,000	
三井ハイテック	11,300	8,360.00	94,468,000	
新光電気工業	38,500	4,080.00	157,080,000	
京セラ	168,900	6,888.00	1,163,383,200	
太陽誘電	53,000	4,440.00	235,320,000	
村田製作所	329,800	8,040.00	2,651,592,000	
双葉電子工業	21,200	520.00	11,024,000	
北陸電気工業	3,800	1,362.00	5,175,600	
ニチコン	22,400	1,380.00	30,912,000	
日本ケミコン	10,900	2,102.00	22,911,800	
KOA	16,600	1,842.00	30,577,200	
市光工業	16,400	468.00	7,675,200	
小糸製作所	130,900	2,500.00	327,250,000	
ミツバ	20,400	522.00	10,648,800	
SCREENホールディングス	18,600	11,650.00	216,690,000	
キヤノン電子	12,200	1,847.00	22,533,400	
キヤノン	596,600	2,955.50	1,763,251,300	

リコー	272,600	991.00	270,146,600	
象印マホービン	32,600	1,595.00	51,997,000	
MUTOHホールディングス	1,500	1,658.00	2,487,000	
東京エレクトロン	230,100	16,040.00	3,690,804,000	
イノテック	7,400	1,383.00	10,234,200	
トヨタ紡織	45,800	2,137.00	97,874,600	
芦森工業	1,800	1,462.00	2,631,600	
ユニプレス	19,500	920.00	17,940,000	
豊田自動織機	79,500	7,350.00	584,325,000	
モリタホールディングス	19,100	1,330.00	25,403,000	
三櫻工業	16,600	659.00	10,939,400	
デンソー	224,300	7,443.00	1,669,464,900	
東海理化電機製作所	30,700	1,627.00	49,948,900	
川崎重工業	81,900	2,894.00	237,018,600	
名村造船所	24,800	348.00	8,630,400	
日本車輌製造	4,200	2,023.00	8,496,600	
三菱ロジスネクスト	17,300	941.00	16,279,300	
近畿車輛	1,300	1,477.00	1,920,100	
日産自動車	1,544,600	501.10	773,999,060	
いすゞ自動車	316,100	1,579.00	499,121,900	
トヨタ自動車	5,970,700	1,880.00	11,224,916,000	
日野自動車	140,200	553.00	77,530,600	
三菱自動車工業	424,200	522.00	221,432,400	
エフテック	6,700	659.00	4,415,300	
レシップホールディングス	3,800	493.00	1,873,400	
GMB	1,900	869.00	1,651,100	
ファルテック	1,500	602.00	903,000	
武藏精密工業	26,600	1,867.00	49,662,200	
日産車体	19,200	846.00	16,243,200	
新明和工業	34,200	1,180.00	40,356,000	
極東開発工業	19,100	1,616.00	30,865,600	
トピー工業	8,800	1,976.00	17,388,800	
ティラド	2,700	2,346.00	6,334,200	
曙ブレーキ工業	66,400	145.00	9,628,000	
タチエス	17,200	1,200.00	20,640,000	
NOK	42,200	1,463.00	61,738,600	

フタバ産業	29,100	426.00	12,396,600	
K Y B	10,500	4,020.00	42,210,000	
大同メタル工業	21,300	511.00	10,884,300	
プレス工業	48,600	498.00	24,202,800	
ミクニ	11,100	338.00	3,751,800	
太平洋工業	24,900	1,154.00	28,734,600	
アイシン	83,900	3,645.00	305,815,500	
マツダ	359,700	1,225.00	440,632,500	
今仙電機製作所	6,100	735.00	4,483,500	
本田技研工業	883,900	3,510.00	3,102,489,000	
スズキ	199,700	4,804.00	959,358,800	
S U B A R U	344,000	2,114.50	727,388,000	
安永	4,200	1,025.00	4,305,000	
ヤマハ発動機	170,900	3,460.00	591,314,000	
T B K	9,600	279.00	2,678,400	
エクセディ	17,800	1,813.00	32,271,400	
豊田合成	31,700	2,280.00	72,276,000	
愛三工業	18,000	899.00	16,182,000	
盟和産業	1,400	981.00	1,373,400	
日本プラス <i>ト</i>	7,600	407.00	3,093,200	
ヨロズ	10,200	847.00	8,639,400	
エフ・シー・シー	19,300	1,550.00	29,915,000	
シマノ	44,500	22,840.00	1,016,380,000	
ティ・エス テック	49,800	1,679.00	83,614,200	
ジャムコ	5,200	1,496.00	7,779,200	
テルモ	334,600	3,574.00	1,195,860,400	
クリエートメディック	3,200	900.00	2,880,000	
日機装	27,200	940.00	25,568,000	
日本エム・ディ・エム	6,500	1,041.00	6,766,500	
島津製作所	132,400	4,140.00	548,136,000	
J M S	10,100	523.00	5,282,300	
長野計器	7,900	1,318.00	10,412,200	
ブイ・テクノロジー	5,300	2,806.00	14,871,800	
東京計器	8,300	1,215.00	10,084,500	
愛知時計電機	4,200	1,496.00	6,283,200	
インターラクション	6,500	1,524.00	9,906,000	

オーバル	8,600	409.00	3,517,400	
東京精密	23,900	5,120.00	122,368,000	
マニー	47,800	1,806.00	86,326,800	
ニコン	169,100	1,355.00	229,130,500	
トプコン	57,200	1,782.00	101,930,400	
オリンパス	679,700	2,318.50	1,575,884,450	
理研計器	6,700	5,680.00	38,056,000	
タムロン	8,100	3,145.00	25,474,500	
H O Y A	232,200	14,560.00	3,380,832,000	
シード	4,900	546.00	2,675,400	
ノーリツ鋼機	10,300	2,239.00	23,061,700	
A&Dホロンホールディングス	15,900	1,424.00	22,641,600	
朝日インテック	121,500	2,324.00	282,366,000	
シチズン時計	119,600	778.00	93,048,800	
リズム	3,000	1,871.00	5,613,000	
大研医器	7,300	481.00	3,511,300	
メニコン	37,300	2,807.00	104,701,100	
シンシア	900	546.00	491,400	
松風	4,900	2,029.00	9,942,100	
セイコーグループ	16,800	2,895.00	48,636,000	
ニプロ	90,700	1,019.00	92,423,300	
K Y O R I T S U	14,400	158.00	2,275,200	
中本パックス	2,900	1,573.00	4,561,700	
スノーピーク	18,600	2,040.00	37,944,000	
パラマウントベッドホールディングス	25,100	2,358.00	59,185,800	
トランザクション	8,400	1,654.00	13,893,600	
粧美堂	2,600	377.00	980,200	
ニホンフラッシュ	10,200	977.00	9,965,400	
前田工織	9,200	3,215.00	29,578,000	
永大産業	10,300	224.00	2,307,200	
アートネイチャー	11,200	784.00	8,780,800	
バンダイナムコホールディングス	297,900	2,848.50	848,568,150	
アイフィスジャパン	2,700	610.00	1,647,000	
S H O E I	23,000	2,774.00	63,802,000	
フランスペッドホールディングス	13,500	1,058.00	14,283,000	
パイロットコーポレーション	17,000	4,300.00	73,100,000	

萩原工業	7,300	1,252.00	9,139,600	
フジシールインターナショナル	22,000	1,510.00	33,220,000	
タカラトミー	50,200	1,481.00	74,346,200	
広済堂ホールディングス	6,500	2,352.00	15,288,000	
エステールホールディングス	2,200	611.00	1,344,200	
タカノ	3,600	710.00	2,556,000	
プロネクサス	9,000	970.00	8,730,000	
ホクシン	7,400	141.00	1,043,400	
ウッドワン	3,200	1,432.00	4,582,400	
大建工業	6,600	2,280.00	15,048,000	
凸版印刷	142,200	2,665.00	378,963,000	
大日本印刷	129,000	3,705.00	477,945,000	
共同印刷	3,100	2,750.00	8,525,000	
N I S S H A	20,700	1,859.00	38,481,300	
光村印刷	800	1,221.00	976,800	
TAKARA & COMPANY	7,500	2,245.00	16,837,500	
アシックス	100,400	3,750.00	376,500,000	
ツツミ	2,400	2,320.00	5,568,000	
ローランド	8,000	3,985.00	31,880,000	
小松ウォール工業	4,000	2,009.00	8,036,000	
ヤマハ	68,500	5,090.00	348,665,000	
河合楽器製作所	2,900	3,050.00	8,845,000	
クリナップ	12,200	691.00	8,430,200	
ビジョン	69,300	2,049.00	141,995,700	
キングジム	9,600	909.00	8,726,400	
リンテック	21,800	2,165.00	47,197,000	
イトーキ	22,300	747.00	16,658,100	
任天堂	686,500	5,131.00	3,522,431,500	
三菱鉛筆	15,400	1,626.00	25,040,400	
タカラスタンダード	21,000	1,469.00	30,849,000	
コクヨ	52,400	1,878.00	98,407,200	
ナカバヤシ	11,700	476.00	5,569,200	
グローブライド	8,800	2,473.00	21,762,400	
オカムラ	32,700	1,364.00	44,602,800	
美津濃	10,800	3,105.00	33,534,000	
東京電力ホールディングス	980,200	473.00	463,634,600	

中部電力	400,700	1,399.00	560,579,300	
関西電力	419,900	1,291.00	542,090,900	
中国電力	173,200	673.00	116,563,600	
北陸電力	102,600	593.00	60,841,800	
東北電力	265,800	659.00	175,162,200	
四国電力	92,800	753.00	69,878,400	
九州電力	250,700	757.00	189,779,900	
北海道電力	105,100	486.00	51,078,600	
沖縄電力	25,500	1,077.00	27,463,500	
電源開発	81,900	2,131.00	174,528,900	
エフオン	7,900	620.00	4,898,000	
イーレックス	19,300	1,831.00	35,338,300	
レノバ	28,900	1,990.00	57,511,000	
東京瓦斯	229,900	2,496.00	573,830,400	
大阪瓦斯	220,300	2,181.00	480,474,300	
東邦瓦斯	42,800	2,463.00	105,416,400	
北海道瓦斯	6,500	1,943.00	12,629,500	
広島ガス	22,900	354.00	8,106,600	
西部ガスホールディングス	10,200	1,735.00	17,697,000	
静岡ガス	24,800	1,149.00	28,495,200	
メタウォーター	13,600	1,727.00	23,487,200	
S B S ホールディングス	9,700	3,360.00	32,592,000	
東武鉄道	119,400	3,170.00	378,498,000	
相鉄ホールディングス	35,900	2,268.00	81,421,200	
東急	304,900	1,762.00	537,233,800	
京浜急行電鉄	123,300	1,259.00	155,234,700	
小田急電鉄	164,800	1,720.00	283,456,000	
京王電鉄	57,500	4,645.00	267,087,500	
京成電鉄	70,100	4,075.00	285,657,500	
富士急行	13,400	4,390.00	58,826,000	
東日本旅客鉄道	184,400	7,335.00	1,352,574,000	
西日本旅客鉄道	138,900	5,457.00	757,977,300	
東海旅客鉄道	83,800	15,810.00	1,324,878,000	
西武ホールディングス	131,500	1,359.00	178,708,500	
鴻池運輸	18,500	1,489.00	27,546,500	
西日本鉄道	29,000	2,392.00	69,368,000	

ハマキヨウレックス	8,500	3,225.00	27,412,500	
サカイ引越センター	5,200	4,630.00	24,076,000	
近鉄グループホールディングス	108,500	4,265.00	462,752,500	
阪急阪神ホールディングス	144,800	3,925.00	568,340,000	
南海電気鉄道	51,900	2,925.00	151,807,500	
京阪ホールディングス	44,900	3,455.00	155,129,500	
神戸電鉄	3,000	3,165.00	9,495,000	
名古屋鉄道	120,000	2,044.00	245,280,000	
山陽電気鉄道	8,200	2,278.00	18,679,600	
アルプス物流	8,700	1,307.00	11,370,900	
ヤマトホールディングス	139,000	2,269.00	315,391,000	
山九	27,600	4,905.00	135,378,000	
丸運	4,700	226.00	1,062,200	
丸全昭和運輸	6,700	3,220.00	21,574,000	
センコーグループホールディングス	57,500	945.00	54,337,500	
トナミホールディングス	2,400	4,120.00	9,888,000	
ニッコンホールディングス	34,800	2,475.00	86,130,000	
日本石油輸送	1,000	2,416.00	2,416,000	
福山通運	9,000	3,590.00	32,310,000	
セイノーホールディングス	67,600	1,460.00	98,696,000	
エスライン	2,700	842.00	2,273,400	
神奈川中央交通	3,100	3,260.00	10,106,000	
A Z - C O M 丸和ホールディングス	26,200	1,990.00	52,138,000	
C & F ロジホールディングス	10,400	1,269.00	13,197,600	
九州旅客鉄道	76,800	2,949.00	226,483,200	
S G ホールディングス	208,300	1,960.00	408,268,000	
N I P P O N E X P R E S S ホールディングス	40,500	7,970.00	322,785,000	
日本郵船	290,700	3,089.00	897,972,300	
商船三井	191,600	3,310.00	634,196,000	
川崎汽船	92,800	3,025.00	280,720,000	
N S ユナイテッド海運	6,100	4,115.00	25,101,500	
飯野海運	40,800	1,004.00	40,963,200	
共栄タンカー	2,700	920.00	2,484,000	
乾汽船	14,200	1,793.00	25,460,600	
日本航空	266,600	2,582.00	688,361,200	

ANAホールディングス	295,400	2,876.00	849,570,400	
バスコ	1,900	1,420.00	2,698,000	
トランコム	3,100	7,400.00	22,940,000	
日新	8,200	2,115.00	17,343,000	
三菱倉庫	23,300	3,110.00	72,463,000	
三井倉庫ホールディングス	10,100	3,925.00	39,642,500	
住友倉庫	29,800	2,175.00	64,815,000	
濱澤倉庫	4,300	2,222.00	9,554,600	
東陽倉庫	12,800	289.00	3,699,200	
日本トランシステム	21,800	610.00	13,298,000	
ケイヒン	1,700	1,642.00	2,791,400	
中央倉庫	5,200	1,083.00	5,631,600	
川西倉庫	1,600	1,007.00	1,611,200	
安田倉庫	7,400	1,037.00	7,673,800	
ファイズホールディングス	1,800	1,413.00	2,543,400	
東洋埠頭	2,800	1,347.00	3,771,600	
上組	53,400	2,780.00	148,452,000	
サンリツ	2,100	745.00	1,564,500	
キムラユニティー	4,600	1,033.00	4,751,800	
キューソー流通システム	5,800	989.00	5,736,200	
東海運	5,600	287.00	1,607,200	
エーアイティー	6,800	1,616.00	10,988,800	
内外トランスライン	3,900	2,302.00	8,977,800	
日本コンセプト	3,400	1,685.00	5,729,000	
NECネットエスアイ	36,500	1,615.00	58,947,500	
クロスキヤット	6,300	1,285.00	8,095,500	
システナ	183,600	290.00	53,244,000	
デジタルアーツ	6,900	5,100.00	35,190,000	
日鉄ソリューションズ	18,600	3,540.00	65,844,000	
キューブシステム	6,600	1,142.00	7,537,200	
コア	4,900	1,605.00	7,864,500	
手間いらす	1,900	4,730.00	8,987,000	
ラクーンホールディングス	10,900	823.00	8,970,700	
ソリトンシステムズ	5,700	1,092.00	6,224,400	
ソフトクリエイトホールディングス	9,000	1,811.00	16,299,000	
T I S	119,300	3,490.00	416,357,000	

J N S ホールディングス	4,800	386.00	1,852,800	
グリー	29,400	690.00	20,286,000	
GMOペパボ	1,600	1,846.00	2,953,600	
コーニーテクモホールディングス	68,400	2,388.00	163,339,200	
三菱総合研究所	5,400	5,100.00	27,540,000	
電算	1,200	1,794.00	2,152,800	
A G S	4,200	696.00	2,923,200	
ファインデックス	8,900	688.00	6,123,200	
ブレインパッド	11,000	714.00	7,854,000	
K L a b	21,700	389.00	8,441,300	
ポールトゥウィンホールディングス	18,800	893.00	16,788,400	
ネクソン	282,000	3,155.00	889,710,000	
アイスタイル	35,000	558.00	19,530,000	
エムアップホールディングス	13,500	1,138.00	15,363,000	
エイチーム	8,200	668.00	5,477,600	
エニグモ	14,100	499.00	7,035,900	
テクノスジャパン	8,200	577.00	4,731,400	
コロプラ	42,500	598.00	25,415,000	
ブロードリーフ	64,000	410.00	26,240,000	
クロス・マーケティンググループ	6,000	716.00	4,296,000	
デジタルハーツホールディングス	6,900	1,454.00	10,032,600	
システム情報	9,800	815.00	7,987,000	
メディアドウ	4,500	1,412.00	6,354,000	
じげん	32,100	482.00	15,472,200	
ブイキューブ	13,200	521.00	6,877,200	
エンカレッジ・テクノロジ	2,500	518.00	1,295,000	
サイバーリンクス	3,200	910.00	2,912,000	
フィックスターズ	12,400	1,475.00	18,290,000	
C A R T A H O L D I N G S	5,300	1,435.00	7,605,500	
オプティム	9,100	927.00	8,435,700	
セレス	4,500	1,252.00	5,634,000	
S H I F T	8,000	23,460.00	187,680,000	
ティーガイア	11,500	1,670.00	19,205,000	
セック	1,400	3,310.00	4,634,000	
テクマトリックス	20,000	1,484.00	29,680,000	
プロシップ	4,800	1,374.00	6,595,200	

ガンホー・オンライン・エンターテイメント	33,400	2,422.00	80,894,800	
GMOペイメントゲートウェイ	24,900	11,380.00	283,362,000	
ザッパラス	3,000	371.00	1,113,000	
システムリサーチ	3,500	2,096.00	7,336,000	
インターネットイニシアティブ	60,900	2,748.00	167,353,200	
さくらインターネット	12,500	620.00	7,750,000	
ヴィンクス	3,000	1,342.00	4,026,000	
GMOグローバルサイン・ホールディングス	3,400	4,065.00	13,821,000	
S R A ホールディングス	5,600	2,918.00	16,340,800	
システムインテグレータ	3,200	453.00	1,449,600	
朝日ネット	11,900	590.00	7,021,000	
e B A S E	15,600	686.00	10,701,600	
アバントグループ	13,900	1,429.00	19,863,100	
アドソル日進	4,700	1,714.00	8,055,800	
ODKソリューションズ	2,300	597.00	1,373,100	
フリービット	6,800	1,448.00	9,846,400	
コムチュア	14,500	2,073.00	30,058,500	
サイバーコム	1,700	1,448.00	2,461,600	
アステリア	8,700	786.00	6,838,200	
アイル	6,200	2,394.00	14,842,800	
マークライズ	6,000	2,536.00	15,216,000	
メディカル・データ・ビジョン	16,400	905.00	14,842,000	
g u m i	17,900	760.00	13,604,000	
ショーケース	2,700	324.00	874,800	
モバイルファクトリー	2,200	892.00	1,962,400	
テラスカイ	4,800	1,830.00	8,784,000	
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	6,400	1,712.00	10,956,800	
P C I ホールディングス	4,200	1,004.00	4,216,800	
アイビーシー	1,800	487.00	876,600	
ネオジャパン	3,800	887.00	3,370,600	
P R T I M E S	2,800	1,876.00	5,252,800	
ラクス	51,700	1,898.00	98,126,600	
ランドコンピュータ	2,500	1,078.00	2,695,000	
ダブルスタンダード	4,500	2,074.00	9,333,000	
オープンドア	7,700	1,556.00	11,981,200	
アカツキ	5,200	2,224.00	11,564,800	

ベネフィットジャパン	700	1,225.00	857,500	
Ubicomホールディングス	3,400	2,075.00	7,055,000	
カナミックネットワーク	15,900	489.00	7,775,100	
ノムラシステムコーポレーション	10,100	113.00	1,141,300	
チェンジ	26,800	2,345.00	62,846,000	
シンクロ・フード	6,400	452.00	2,892,800	
オークネット	5,700	1,599.00	9,114,300	
キャピタル・アセット・プランニング	2,100	630.00	1,323,000	
セグエグループ	2,800	778.00	2,178,400	
エイトレッド	1,500	1,438.00	2,157,000	
マクロミル	24,700	937.00	23,143,900	
ビーグリー	1,700	1,245.00	2,116,500	
オロ	3,400	2,112.00	7,180,800	
ユーザーローカル	4,000	2,113.00	8,452,000	
テモナ	2,300	289.00	664,700	
ニーズウェル	3,100	1,148.00	3,558,800	
マネーフォワード	26,300	4,565.00	120,059,500	
サインポスト	3,700	584.00	2,160,800	
Sun Asterisk	5,900	1,111.00	6,554,900	
電算システムホールディングス	5,300	2,648.00	14,034,400	
Appier Group	31,000	1,678.00	52,018,000	
ソルクシーズ	8,200	350.00	2,870,000	
フェイス	3,000	506.00	1,518,000	
プロトコーポレーション	13,700	1,181.00	16,179,700	
ハイマックス	3,500	1,404.00	4,914,000	
野村総合研究所	223,800	3,065.00	685,947,000	
サイバネットシステム	9,300	887.00	8,249,100	
CEホールディングス	5,200	560.00	2,912,000	
日本システム技術	4,100	1,800.00	7,380,000	
インテージホールディングス	14,800	1,550.00	22,940,000	
東邦システムサイエンス	2,800	1,141.00	3,194,800	
ソースネクスト	55,900	219.00	12,242,100	
インフォコム	14,100	2,340.00	32,994,000	
シンプレクス・ホールディングス	18,400	2,436.00	44,822,400	
HEROZ	3,800	1,376.00	5,228,800	
ラクスル	30,900	1,376.00	42,518,400	

マルカリ	49,300	2,309.00	113,833,700	
I P S	3,600	2,441.00	8,787,600	
F I G	11,500	300.00	3,450,000	
システムサポート	4,700	1,761.00	8,276,700	
イーソル	7,100	847.00	6,013,700	
アルテリア・ネットワークス	10,300	1,275.00	13,132,500	
東海ソフト	1,600	906.00	1,449,600	
ウイングアーク 1 s t	11,300	1,953.00	22,068,900	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	3,000	1,590.00	4,770,000	
サーバーワークス	2,300	2,491.00	5,729,300	
東名	800	2,464.00	1,971,200	
ヴィッツ	1,100	990.00	1,089,000	
トビラシステムズ	2,600	1,082.00	2,813,200	
S a n s a n	35,700	1,499.00	53,514,300	
L i n k - U	2,000	993.00	1,986,000	
ギフティ	11,900	2,303.00	27,405,700	
メドレー	11,000	4,030.00	44,330,000	
ベース	3,700	5,770.00	21,349,000	
J M D C	17,900	4,550.00	81,445,000	
フォーカスシステムズ	8,100	1,003.00	8,124,300	
クレスコ	8,500	1,698.00	14,433,000	
フジ・メディア・ホールディングス	104,900	1,195.00	125,355,500	
オービック	36,500	20,900.00	762,850,000	
ジャストシステム	15,700	3,515.00	55,185,500	
T D C ソフト	9,300	1,487.00	13,829,100	
Z ホールディングス	1,552,300	372.80	578,697,440	
トレンドマイクロ	63,000	6,470.00	407,610,000	
I D ホールディングス	7,500	1,000.00	7,500,000	
日本オラクル	20,900	9,530.00	199,177,000	
アルファシステムズ	3,500	4,070.00	14,245,000	
フューチャー	27,200	1,819.00	49,476,800	
C A C H o l d i n g s	6,800	1,684.00	11,451,200	
S B テクノロジー	4,700	1,985.00	9,329,500	
トーセ	2,700	729.00	1,968,300	
オービックビジネスコンサルタント	21,500	4,990.00	107,285,000	

伊藤忠テクノソリューションズ	58,600	3,255.00	190,743,000	
アイティフォー	14,500	861.00	12,484,500	
東計電算	1,500	6,670.00	10,005,000	
エックスネット	1,500	1,009.00	1,513,500	
大塚商会	61,800	4,685.00	289,533,000	
サイボウズ	15,100	2,936.00	44,333,600	
電通国際情報サービス	13,300	5,200.00	69,160,000	
ACCESS	13,000	874.00	11,362,000	
デジタルガレージ	19,400	4,355.00	84,487,000	
EMシステムズ	18,300	843.00	15,426,900	
ウェザーニューズ	3,900	6,620.00	25,818,000	
C I J	20,200	544.00	10,988,800	
ビジネスエンジニアリング	2,100	3,000.00	6,300,000	
日本エンタープライズ	11,000	136.00	1,496,000	
WOWOW	6,300	1,253.00	7,893,900	
スカラ	10,900	750.00	8,175,000	
インテリジェント ウェイブ	5,300	718.00	3,805,400	
I M A G I C A G R O U P	9,300	595.00	5,533,500	
ネットワンシステムズ	40,700	3,165.00	128,815,500	
システムソフト	39,300	83.00	3,261,900	
アルゴグラフィックス	10,000	3,680.00	36,800,000	
マーベラス	17,900	660.00	11,814,000	
エイベックス	18,600	1,497.00	27,844,200	
B I P R O G Y	40,200	3,250.00	130,650,000	
都築電気	5,800	1,563.00	9,065,400	
T B S ホールディングス	55,900	1,905.00	106,489,500	
日本テレビホールディングス	96,700	1,141.00	110,334,700	
朝日放送グループホールディングス	10,400	659.00	6,853,600	
テレビ朝日ホールディングス	26,600	1,507.00	40,086,200	
スカパーJ SATホールディングス	97,000	517.00	50,149,000	
テレビ東京ホールディングス	7,900	2,474.00	19,544,600	
日本B S放送	3,600	913.00	3,286,800	
ビジョン	14,400	1,601.00	23,054,400	
スマートバリュー	2,600	425.00	1,105,000	
U S E N - N E X T H O L D I N G S	9,800	2,561.00	25,097,800	
ワイヤレスゲート	4,700	242.00	1,137,400	

クロップス	1,700	1,371.00	2,330,700	
日本電信電話	1,397,400	3,962.00	5,536,498,800	
KDDI	842,700	4,093.00	3,449,171,100	
ソフトバンク	1,752,000	1,529.00	2,678,808,000	
光通信	12,800	18,570.00	237,696,000	
エムティーアイ	10,200	576.00	5,875,200	
GMOインターネットグループ	40,600	2,567.00	104,220,200	
ファイバーゲート	6,000	1,060.00	6,360,000	
アイドママークティングコミュニケーション	2,700	289.00	780,300	
KADOKAWA	57,700	2,818.00	162,598,600	
学研ホールディングス	18,300	851.00	15,573,300	
ゼンリン	18,800	834.00	15,679,200	
昭文社ホールディングス	4,600	302.00	1,389,200	
インプレスホールディングス	9,100	210.00	1,911,000	
アイネット	6,700	1,274.00	8,535,800	
松竹	6,200	11,430.00	70,866,000	
東宝	68,300	5,070.00	346,281,000	
東映	3,000	17,150.00	51,450,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	342,200	1,732.00	592,690,400	
ピー・シー・エー	6,600	1,292.00	8,527,200	
ビジネスブレイン太田昭和	4,700	2,103.00	9,884,100	
DTS	23,500	3,220.00	75,670,000	
スクウェア・エニックス・ホールディングス	54,800	6,360.00	348,528,000	
シーイーシー	15,400	1,278.00	19,681,200	
カプコン	108,400	4,735.00	513,274,000	
アイ・エス・ビー	5,700	1,201.00	6,845,700	
ジャステック	6,800	1,279.00	8,697,200	
SCK	89,100	1,935.00	172,408,500	
NSW	4,300	2,169.00	9,326,700	
アイネス	7,700	1,372.00	10,564,400	
TKC	19,600	3,670.00	71,932,000	
富士ソフト	12,300	7,670.00	94,341,000	
NSD	39,000	2,384.00	92,976,000	
コナミグループ	46,700	6,070.00	283,469,000	
福井コンピュータホールディングス	7,600	2,736.00	20,793,600	
JBCCホールディングス	8,000	2,169.00	17,352,000	

ミロク情報サービス	10,000	1,644.00	16,440,000	
ソフトバンクグループ	630,600	5,182.00	3,267,769,200	
高千穂交易	3,700	2,473.00	9,150,100	
オルバヘルスケアホールディングス	1,500	1,748.00	2,622,000	
伊藤忠食品	2,600	5,100.00	13,260,000	
エレマテック	10,300	1,853.00	19,085,900	
あらた	8,800	4,055.00	35,684,000	
トーメンデバイス	1,700	6,560.00	11,152,000	
東京エレクトロン デバイス	4,300	8,770.00	37,711,000	
円谷フィールズホールディングス	19,800	2,069.00	40,966,200	
双日	122,100	2,763.00	337,362,300	
アルフレッサ ホールディングス	115,500	1,696.00	195,888,000	
横浜冷凍	31,400	959.00	30,112,600	
ラサ商事	4,700	1,451.00	6,819,700	
アルコニックス	15,200	1,361.00	20,687,200	
神戸物産	89,000	3,685.00	327,965,000	
ハイパー	2,000	439.00	878,000	
あい ホールディングス	18,400	2,291.00	42,154,400	
ディープイエックス	2,800	1,004.00	2,811,200	
ダイワボウホールディングス	47,000	2,183.00	102,601,000	
マクニカホールディングス	28,200	3,760.00	106,032,000	
ラクト・ジャパン	4,400	2,040.00	8,976,000	
グリムス	4,800	2,392.00	11,481,600	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	16,800	894.00	15,019,200	
八洲電機	9,300	1,211.00	11,262,300	
メディアスホールディングス	7,400	819.00	6,060,600	
レスターホールディングス	11,000	2,164.00	23,804,000	
ジュー・テックホールディングス	2,400	1,193.00	2,863,200	
大光	4,000	604.00	2,416,000	
O C H I ホールディングス	2,300	1,228.00	2,824,400	
T O K A I ホールディングス	56,800	873.00	49,586,400	
黒谷	2,800	594.00	1,663,200	
C o m i n i x	2,000	777.00	1,554,000	
三洋貿易	11,800	1,212.00	14,301,600	
ビューティガレージ	2,100	3,875.00	8,137,500	
ワイン・パートナーズ	8,400	1,016.00	8,534,400	

ミタチ産業	2,600	1,471.00	3,824,600	
シップヘルスケアホールディングス	41,400	2,437.00	100,891,800	
明治電機工業	4,300	1,209.00	5,198,700	
デリカフーズホールディングス	4,000	550.00	2,200,000	
スターティアホールディングス	2,000	1,561.00	3,122,000	
コメダホールディングス	28,200	2,353.00	66,354,600	
ピーバンドットコム	1,500	572.00	858,000	
アセンテック	3,900	558.00	2,176,200	
富士興産	2,300	1,190.00	2,737,000	
協栄産業	900	2,197.00	1,977,300	
フルサト・マルカホールディングス	11,400	2,800.00	31,920,000	
ヤマエグループホールディングス	6,500	1,811.00	11,771,500	
小野建	10,600	1,486.00	15,751,600	
南陽	1,900	2,263.00	4,299,700	
佐鳥電機	6,400	1,720.00	11,008,000	
エコートレーディング	2,000	873.00	1,746,000	
伯東	6,600	4,915.00	32,439,000	
コンドーテック	8,900	1,002.00	8,917,800	
中山福	5,500	341.00	1,875,500	
ナガイ レーベン	14,500	2,040.00	29,580,000	
三菱食品	10,600	3,250.00	34,450,000	
松田産業	8,800	2,271.00	19,984,800	
第一興商	44,600	2,184.00	97,406,400	
メディパルホールディングス	110,100	1,804.00	198,620,400	
S P K	5,100	1,731.00	8,828,100	
萩原電気ホールディングス	4,400	3,325.00	14,630,000	
アズワン	16,800	5,610.00	94,248,000	
スズデン	4,000	2,617.00	10,468,000	
尾家産業	2,400	1,103.00	2,647,200	
シモジマ	7,900	984.00	7,773,600	
ドウシシャ	12,200	1,938.00	23,643,600	
小津産業	2,300	1,771.00	4,073,300	
高速	6,000	2,011.00	12,066,000	
たけびし	4,400	1,737.00	7,642,800	
リックス	2,100	2,512.00	5,275,200	
丸文	10,300	1,366.00	14,069,800	

ハピネット	9,800	1,862.00	18,247,600	
橋本総業ホールディングス	4,600	1,128.00	5,188,800	
日本ライフライン	33,700	916.00	30,869,200	
タカショ一	10,100	702.00	7,090,200	
I DOM	34,800	855.00	29,754,000	
進和	7,600	2,114.00	16,066,400	
エスケイジャパン	2,500	573.00	1,432,500	
ダイトロン	4,500	2,667.00	12,001,500	
シークス	16,400	1,410.00	23,124,000	
田中商事	2,900	637.00	1,847,300	
オーハシテクニカ	5,800	1,571.00	9,111,800	
白銅	4,200	2,617.00	10,991,400	
ダイコー通産	1,100	1,221.00	1,343,100	
伊藤忠商事	708,900	4,301.00	3,048,978,900	
丸紅	898,000	1,795.50	1,612,359,000	
高島	1,600	2,923.00	4,676,800	
長瀬産業	54,100	2,035.00	110,093,500	
蝶理	6,200	2,508.00	15,549,600	
豊田通商	100,800	5,620.00	566,496,000	
三共生興	16,600	543.00	9,013,800	
兼松	44,700	1,642.00	73,397,400	
ツカモトコーポレーション	1,500	1,502.00	2,253,000	
三井物産	841,800	4,116.00	3,464,848,800	
日本紙パルプ商事	6,100	5,150.00	31,415,000	
カメイ	12,200	1,471.00	17,946,200	
東都水産	500	6,900.00	3,450,000	
OUGホールディングス	1,500	2,492.00	3,738,000	
スターゼン	8,700	2,176.00	18,931,200	
山善	31,000	1,017.00	31,527,000	
椿本興業	1,900	4,135.00	7,856,500	
住友商事	712,500	2,341.00	1,667,962,500	
内田洋行	5,100	4,915.00	25,066,500	
三菱商事	719,300	4,751.00	3,417,394,300	
第一実業	4,100	5,570.00	22,837,000	
キヤノンマーケティングジャパン	26,700	3,150.00	84,105,000	
西華産業	4,500	2,054.00	9,243,000	

佐藤商事	8,000	1,422.00	11,376,000	
菱洋エレクトロ	9,800	2,466.00	24,166,800	
東京産業	10,500	736.00	7,728,000	
ユアサ商事	10,400	3,785.00	39,364,000	
神鋼商事	2,900	5,800.00	16,820,000	
トルク	5,600	220.00	1,232,000	
阪和興業	20,700	3,945.00	81,661,500	
正栄食品工業	7,700	4,035.00	31,069,500	
カナデン	9,300	1,162.00	10,806,600	
菱電商事	9,300	1,870.00	17,391,000	
岩谷産業	26,200	5,790.00	151,698,000	
ナイス	2,800	1,363.00	3,816,400	
ニチモウ	1,200	3,165.00	3,798,000	
極東貿易	6,900	1,506.00	10,391,400	
アステナホールディングス	20,000	435.00	8,700,000	
三愛オブリ	31,800	1,371.00	43,597,800	
稻畑産業	23,200	2,687.00	62,338,400	
G S I クレオス	6,700	1,590.00	10,653,000	
明和産業	15,300	686.00	10,495,800	
クワザワホールディングス	3,300	482.00	1,590,600	
ワキタ	21,200	1,217.00	25,800,400	
東邦ホールディングス	28,700	2,350.00	67,445,000	
サンゲツ	28,900	2,234.00	64,562,600	
ミツウロコグループホールディングス	14,800	1,293.00	19,136,400	
シナネンホールディングス	3,700	3,205.00	11,858,500	
伊藤忠エネクス	28,500	1,129.00	32,176,500	
サンリオ	32,600	5,930.00	193,318,000	
サンワテクノス	5,900	1,943.00	11,463,700	
リヨーサン	12,200	3,280.00	40,016,000	
新光商事	15,500	1,224.00	18,972,000	
トーホー	4,900	2,204.00	10,799,600	
三信電気	4,600	2,408.00	11,076,800	
東陽テクニカ	12,700	1,363.00	17,310,100	
モスフードサービス	16,900	3,005.00	50,784,500	
加賀電子	9,300	5,010.00	46,593,000	
ソーダニッカ	7,500	812.00	6,090,000	

立花エレテック	8,400	1,989.00	16,707,600	
フォーバル	4,500	1,187.00	5,341,500	
P A L T A C	18,100	5,020.00	90,862,000	
三谷産業	20,200	322.00	6,504,400	
西本W i s m e t t a c ホールディングス	2,900	3,715.00	10,773,500	
ヤマシタヘルスケアホールディングス	800	1,911.00	1,528,800	
コーナー商事ホールディングス	8,100	747.00	6,050,700	
K P P グループホールディングス	26,800	670.00	17,956,000	
ヤマタネ	5,100	1,684.00	8,588,400	
丸紅建材リース	900	1,962.00	1,765,800	
日鉄物産	7,900	9,290.00	73,391,000	
泉州電業	5,800	3,270.00	18,966,000	
トラスコ中山	24,200	2,243.00	54,280,600	
オートバックスセブン	40,100	1,445.00	57,944,500	
モリト	8,300	1,022.00	8,482,600	
加藤産業	14,000	3,510.00	49,140,000	
北恵	2,300	722.00	1,660,600	
イエローハット	20,300	1,823.00	37,006,900	
J K ホールディングス	9,100	1,031.00	9,382,100	
日伝	6,800	1,903.00	12,940,400	
北沢産業	5,500	334.00	1,837,000	
杉本商事	5,100	2,074.00	10,577,400	
因幡電機産業	29,800	2,890.00	86,122,000	
東テク	3,800	4,375.00	16,625,000	
ミスミグループ本社	173,600	3,300.00	572,880,000	
アルテック	5,800	262.00	1,519,600	
タキヒヨー	2,500	1,003.00	2,507,500	
蔵王産業	1,700	2,253.00	3,830,100	
スズケン	36,200	3,345.00	121,089,000	
ジェコス	7,400	883.00	6,534,200	
グローセル	12,400	421.00	5,220,400	
ローソン	28,600	5,610.00	160,446,000	
サンエー	8,800	4,080.00	35,904,000	
カワチ薬品	9,100	2,287.00	20,811,700	
エービーシー・マート	16,800	7,320.00	122,976,000	
ハードオフコーポレーション	4,200	1,288.00	5,409,600	

アスクル	23,900	1,723.00	41,179,700	
ゲオホールディングス	12,200	1,602.00	19,544,400	
アダストリア	14,000	2,443.00	34,202,000	
くら寿司	13,500	3,260.00	44,010,000	
キャンドゥ	4,200	2,446.00	10,273,200	
I Kホールディングス	3,700	415.00	1,535,500	
パルグループホールディングス	11,400	3,085.00	35,169,000	
エディオン	45,700	1,282.00	58,587,400	
サーラコーポレーション	24,400	753.00	18,373,200	
ワッツ	5,200	703.00	3,655,600	
ハローズ	5,300	3,190.00	16,907,000	
あみやき亭	2,800	3,050.00	8,540,000	
大黒天物産	4,100	5,020.00	20,582,000	
ハニーズホールディングス	10,300	1,661.00	17,108,300	
ファーマライズホールディングス	2,500	621.00	1,552,500	
アルペン	9,600	1,992.00	19,123,200	
ハブ	3,600	670.00	2,412,000	
クオールホールディングス	16,000	1,161.00	18,576,000	
ジンズホールディングス	6,900	3,605.00	24,874,500	
ビックカメラ	76,700	1,113.00	85,367,100	
DCMホールディングス	70,400	1,155.00	81,312,000	
Monotaro	163,200	1,657.00	270,422,400	
東京一番フーズ	2,700	488.00	1,317,600	
きちりホールディングス	2,400	697.00	1,672,800	
アークランドサービスホールディングス	9,500	2,245.00	21,327,500	
J. フロント リテイリング	143,200	1,322.00	189,310,400	
ドトール・日レスホールディングス	20,500	1,893.00	38,806,500	
マツキヨココカラ&カンパニー	69,800	7,010.00	489,298,000	
プロンコビリー	6,200	2,515.00	15,593,000	
ZOZO	76,100	3,015.00	229,441,500	
トレジャー・ファクトリー	6,400	1,250.00	8,000,000	
物語コーポレーション	19,200	2,693.00	51,705,600	
三越伊勢丹ホールディングス	193,800	1,482.00	287,211,600	
Hamee	4,900	969.00	4,748,100	
マーケットエンタープライズ	1,200	1,219.00	1,462,800	
ウェルシアホールディングス	59,700	2,834.00	169,189,800	

クリエイト S D ホールディングス	19,100	3,360.00	64,176,000	
丸善 C H I ホールディングス	12,600	353.00	4,447,800	
ミサワ	2,100	610.00	1,281,000	
ティーライフ	1,500	1,299.00	1,948,500	
チムニー	3,100	1,174.00	3,639,400	
シュッピン	8,700	855.00	7,438,500	
オイシックス・ラ・大地	15,500	2,298.00	35,619,000	
ネクステージ	26,300	2,760.00	72,588,000	
ジョイフル本田	37,000	1,713.00	63,381,000	
鳥貴族ホールディングス	4,300	2,126.00	9,141,800	
ホットランド	8,900	1,473.00	13,109,700	
すかいらーくホールディングス	157,400	1,730.00	272,302,000	
S F P ホールディングス	6,300	1,877.00	11,825,100	
綿半ホールディングス	9,000	1,422.00	12,798,000	
ヨシックスホールディングス	2,100	2,098.00	4,405,800	
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	37,600	1,114.00	41,886,400	
ゴルフダイジェスト・オンライン	5,300	987.00	5,231,100	
B E E N O S	6,600	2,081.00	13,734,600	
あさひ	9,700	1,355.00	13,143,500	
日本調剤	8,000	1,156.00	9,248,000	
コスモス薬品	11,400	11,920.00	135,888,000	
トーエル	4,800	834.00	4,003,200	
セブン&アイ・ホールディングス	396,500	5,975.00	2,369,087,500	
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	86,500	1,010.00	87,365,000	
ツルハホールディングス	24,200	8,850.00	214,170,000	
サンマルクホールディングス	9,400	1,733.00	16,290,200	
フェリシモ	2,500	1,030.00	2,575,000	
トリドールホールディングス	28,700	2,721.00	78,092,700	
TOKYO BASE	12,500	486.00	6,075,000	
ワイルプラスホールディングス	1,800	1,162.00	2,091,600	
J M ホールディングス	9,900	1,939.00	19,196,100	
サツドラホールディングス	4,900	845.00	4,140,500	
アレンザホールディングス	8,800	983.00	8,650,400	
串カツ田中ホールディングス	3,200	1,635.00	5,232,000	
パロックジャパンリミテッド	7,700	820.00	6,314,000	

クスリのアオキホールディングス	10,300	6,710.00	69,113,000	
力の源ホールディングス	5,900	1,549.00	9,139,100	
FOOD & LIFE COMPANIES	66,100	3,440.00	227,384,000	
メディカルシステムネットワーク	10,400	400.00	4,160,000	
はるやまホールディングス	4,700	478.00	2,246,600	
ノジマ	37,700	1,399.00	52,742,300	
カッパ・クリエイト	18,100	1,446.00	26,172,600	
ライトオン	7,700	567.00	4,365,900	
良品計画	148,600	1,504.00	223,494,400	
パリミキホールディングス	13,400	331.00	4,435,400	
アドヴァングループ	11,100	965.00	10,711,500	
アルビス	3,800	2,490.00	9,462,000	
コナカ	11,100	351.00	3,896,100	
ハウス オブ ローゼ	1,400	1,623.00	2,272,200	
G-7ホールディングス	14,400	1,446.00	20,822,400	
イオン北海道	17,100	804.00	13,748,400	
コジマ	22,500	560.00	12,600,000	
ヒマラヤ	3,400	940.00	3,196,000	
コーナン商事	15,600	3,245.00	50,622,000	
エコス	4,400	1,898.00	8,351,200	
ワタミ	13,900	905.00	12,579,500	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	232,300	2,559.00	594,455,700	
西松屋チェーン	25,600	1,634.00	41,830,400	
ゼンショーホールディングス	63,000	3,925.00	247,275,000	
幸楽苑ホールディングス	7,500	1,040.00	7,800,000	
ハークスレイ	3,800	775.00	2,945,000	
サイゼリヤ	19,200	3,295.00	63,264,000	
V T ホールディングス	44,100	507.00	22,358,700	
魚力	3,700	2,172.00	8,036,400	
フジ・コーポレーション	6,600	1,294.00	8,540,400	
ユナイテッドアローズ	12,400	1,919.00	23,795,600	
ハイディ日高	17,200	2,147.00	36,928,400	
YU-WA C r e a t i o n H o l d i n g s	7,000	203.00	1,421,000	
コロワイド	53,000	1,926.00	102,078,000	
ピーシーデボコーコーポレーション	13,500	296.00	3,996,000	

壳番屋	9,100	5,040.00	45,864,000	
P L A N T	2,600	681.00	1,770,600	
スギホールディングス	23,200	5,690.00	132,008,000	
薬王堂ホールディングス	6,500	2,492.00	16,198,000	
スクロール	17,300	808.00	13,978,400	
ヨンドシーホールディングス	10,000	1,785.00	17,850,000	
木曽路	17,500	2,214.00	38,745,000	
S R S ホールディングス	19,200	948.00	18,201,600	
千趣会	21,600	405.00	8,748,000	
リテールパートナーズ	17,200	1,364.00	23,460,800	
ケーヨー	18,700	842.00	15,745,400	
上新電機	10,300	1,954.00	20,126,200	
日本瓦斯	61,700	1,924.00	118,710,800	
ロイヤルホールディングス	22,300	2,787.00	62,150,100	
いなげや	11,300	1,283.00	14,497,900	
チヨダ	11,200	815.00	9,128,000	
ライフコーポレーション	10,100	2,581.00	26,068,100	
リンガーハット	14,800	2,262.00	33,477,600	
M r M a x H D	16,400	678.00	11,119,200	
AOKI ホールディングス	21,700	852.00	18,488,400	
オークワ	18,500	846.00	15,651,000	
コメリ	17,800	2,736.00	48,700,800	
青山商事	24,800	938.00	23,262,400	
しまむら	13,500	13,500.00	182,250,000	
はせがわ	5,400	386.00	2,084,400	
高島屋	86,800	1,933.00	167,784,400	
松屋	19,600	1,103.00	21,618,800	
エイチ・ツー・オー リテイリング	56,100	1,489.00	83,532,900	
近鉄百貨店	3,800	2,443.00	9,283,400	
丸井グループ	84,900	2,023.00	171,752,700	
アクシアル リテイリング	7,900	3,430.00	27,097,000	
イオン	390,000	2,566.00	1,000,740,000	
イズミ	17,500	3,145.00	55,037,500	
平和堂	19,300	2,035.00	39,275,500	
フジ	17,700	1,728.00	30,585,600	
ヤオコー	13,000	6,900.00	89,700,000	

ゼビオホールディングス	15,800	1,049.00	16,574,200	
ケーズホールディングス	91,700	1,163.00	106,647,100	
Olympicグループ	4,200	522.00	2,192,400	
日産東京販売ホールディングス	13,600	344.00	4,678,400	
シルバーライフ	2,700	1,355.00	3,658,500	
Gentle Drug Stores	5,700	3,900.00	22,230,000	
ナルミヤ・インターナショナル	1,800	922.00	1,659,600	
ブックオフグループホールディングス	6,800	1,269.00	8,629,200	
ギフトホールディングス	2,500	4,560.00	11,400,000	
AINホールディングス	15,900	5,550.00	88,245,000	
元気寿司	3,700	3,065.00	11,340,500	
ヤマダホールディングス	472,100	456.00	215,277,600	
アークランズ	17,000	1,493.00	25,381,000	
ニトリホールディングス	46,500	15,930.00	740,745,000	
グルメ杵屋	9,500	1,028.00	9,766,000	
愛眼	7,500	171.00	1,282,500	
ケーユーホールディングス	6,900	1,482.00	10,225,800	
吉野家ホールディングス	45,100	2,431.00	109,638,100	
松屋フーズホールディングス	5,500	4,080.00	22,440,000	
サガミホールディングス	18,600	1,283.00	23,863,800	
関西フードマーケット	10,500	1,499.00	15,739,500	
王将フードサービス	7,600	6,020.00	45,752,000	
ミニストップ	8,400	1,405.00	11,802,000	
アークス	21,200	2,245.00	47,594,000	
パローホールディングス	22,100	1,926.00	42,564,600	
ベルク	5,800	5,600.00	32,480,000	
大庄	5,700	1,027.00	5,853,900	
ファーストリテイリング	51,900	28,880.00	1,498,872,000	
サンドラッグ	43,700	3,635.00	158,849,500	
サックスバー ホールディングス	11,200	827.00	9,262,400	
ヤマザワ	2,000	1,299.00	2,598,000	
やまや	2,200	2,607.00	5,735,400	
ベルーナ	27,900	702.00	19,585,800	
いよぎんホールディングス	127,400	752.00	95,804,800	
しづおかフィナンシャルグループ	242,000	951.00	230,142,000	
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	90,200	889.00	80,187,800	

島根銀行	3,300	496.00	1,636,800	
じもとホールディングス	6,300	389.00	2,450,700	
めぶきフィナンシャルグループ	531,400	324.00	172,173,600	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	13,700	2,625.00	35,962,500	
九州フィナンシャルグループ	188,400	477.00	89,866,800	
ゆうちょ銀行	304,900	1,083.00	330,206,700	
富山第一銀行	26,700	589.00	15,726,300	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	590,200	488.00	288,017,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	67,800	1,088.00	73,766,400	
三十三フィナンシャルグループ	9,600	1,579.00	15,158,400	
第四北越フィナンシャルグループ	16,800	2,890.00	48,552,000	
ひろぎんホールディングス	139,700	626.00	87,452,200	
おきなわフィナンシャルグループ	10,200	2,082.00	21,236,400	
十六フィナンシャルグループ	13,900	2,824.00	39,253,600	
北國フィナンシャルホールディングス	9,000	4,135.00	37,215,000	
プロクレアホールディングス	13,100	2,105.00	27,575,500	
あいちフィナンシャルグループ	15,000	2,151.00	32,265,000	
S B I 新生銀行	31,600	2,332.00	73,691,200	
あおぞら銀行	67,300	2,399.00	161,452,700	
三菱UFJ フィナンシャル・グループ	6,708,300	847.90	5,687,967,570	
りそなホールディングス	1,354,000	639.50	865,883,000	
三井住友トラスト・ホールディングス	194,600	4,541.00	883,678,600	
三井住友フィナンシャルグループ	782,600	5,298.00	4,146,214,800	
千葉銀行	298,500	855.00	255,217,500	
群馬銀行	207,800	443.00	92,055,400	
武蔵野銀行	13,700	2,222.00	30,441,400	
千葉興業銀行	22,300	537.00	11,975,100	
筑波銀行	47,000	213.00	10,011,000	
七十七銀行	34,300	2,162.00	74,156,600	
秋田銀行	7,200	1,764.00	12,700,800	
山形銀行	11,900	1,013.00	12,054,700	
岩手銀行	7,300	2,124.00	15,505,200	
東邦銀行	84,700	217.00	18,379,900	
東北銀行	4,600	984.00	4,526,400	
ふくおかフィナンシャルグループ	85,500	2,549.00	217,939,500	
スルガ銀行	94,400	464.00	43,801,600	

八十二銀行	219,700	575.00	126,327,500	
山梨中央銀行	11,000	1,142.00	12,562,000	
大垣共立銀行	20,400	1,786.00	36,434,400	
福井銀行	9,600	1,489.00	14,294,400	
清水銀行	4,300	1,453.00	6,247,900	
富山銀行	1,500	1,701.00	2,551,500	
滋賀銀行	17,800	2,679.00	47,686,200	
南都銀行	16,100	2,324.00	37,416,400	
百五銀行	100,700	371.00	37,359,700	
京都銀行	33,900	6,250.00	211,875,000	
紀陽銀行	38,300	1,484.00	56,837,200	
ほくほくフィナンシャルグループ	68,100	925.00	62,992,500	
山陰合同銀行	67,000	739.00	49,513,000	
鳥取銀行	3,100	1,146.00	3,552,600	
百十四銀行	9,800	1,837.00	18,002,600	
四国銀行	17,000	871.00	14,807,000	
阿波銀行	15,800	1,950.00	30,810,000	
大分銀行	6,400	2,046.00	13,094,400	
宮崎銀行	7,000	2,340.00	16,380,000	
佐賀銀行	6,300	1,620.00	10,206,000	
琉球銀行	24,500	926.00	22,687,000	
セブン銀行	383,600	265.00	101,654,000	
みずほフィナンシャルグループ	1,548,800	1,878.00	2,908,646,400	
高知銀行	3,200	677.00	2,166,400	
山口フィナンシャルグループ	118,200	812.00	95,978,400	
長野銀行	2,900	1,450.00	4,205,000	
名古屋銀行	7,100	3,155.00	22,400,500	
北洋銀行	162,300	278.00	45,119,400	
大光銀行	2,800	1,112.00	3,113,600	
愛媛銀行	14,400	842.00	12,124,800	
トマト銀行	3,100	1,016.00	3,149,600	
京葉銀行	49,700	566.00	28,130,200	
栃木銀行	49,000	274.00	13,426,000	
北日本銀行	3,800	1,984.00	7,539,200	
東和銀行	19,700	544.00	10,716,800	
福島銀行	10,000	228.00	2,280,000	

大東銀行	3,700	641.00	2,371,700	
トモニホールディングス	86,500	353.00	30,534,500	
フィデアホールディングス	11,100	1,333.00	14,796,300	
池田泉州ホールディングス	137,100	232.00	31,807,200	
F P G	43,600	1,155.00	50,358,000	
ジャパンインベストメントアドバイザー	8,900	1,059.00	9,425,100	
マーキュリアホールディングス	5,800	750.00	4,350,000	
S B I ホールディングス	155,100	2,624.00	406,982,400	
ジャフコ グループ	35,800	1,893.00	67,769,400	
大和証券グループ本社	766,000	621.00	475,686,000	
野村ホールディングス	1,972,500	509.70	1,005,383,250	
岡三証券グループ	94,300	471.00	44,415,300	
丸三証券	35,900	427.00	15,329,300	
東洋証券	36,000	316.00	11,376,000	
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	116,900	366.00	42,785,400	
光世証券	2,500	415.00	1,037,500	
水戸証券	29,200	290.00	8,468,000	
いちよし証券	19,900	605.00	12,039,500	
松井証券	63,400	783.00	49,642,200	
マネックスグループ	119,900	477.00	57,192,300	
極東証券	13,500	594.00	8,019,000	
岩井コスモホールディングス	12,300	1,340.00	16,482,000	
アイザワ証券グループ	15,600	690.00	10,764,000	
マネーパートナーズグループ	10,400	268.00	2,787,200	
スパークス・グループ	12,000	1,448.00	17,376,000	
かんぽ生命保険	130,000	2,067.00	268,710,000	
S O M P O ホールディングス	183,800	5,252.00	965,317,600	
アニコム ホールディングス	36,400	510.00	18,564,000	
M S & A D インシュアランスグループホールディングス	217,900	4,106.00	894,697,400	
第一生命ホールディングス	545,200	2,435.00	1,327,562,000	
東京海上ホールディングス	1,078,400	2,547.00	2,746,684,800	
T & D ホールディングス	287,400	1,641.00	471,623,400	
アドバンスクリエイト	6,200	1,044.00	6,472,800	
全国保証	28,100	4,995.00	140,359,500	
あんしん保証	5,900	260.00	1,534,000	

イントラスト	4,000	1,004.00	4,016,000	
日本モーゲージサービス	5,600	695.00	3,892,000	
C a s a	4,000	830.00	3,320,000	
アルヒ	14,400	1,066.00	15,350,400	
プレミアグループ	18,200	1,695.00	30,849,000	
ネットプロテクションズホールディングス	36,000	532.00	19,152,000	
クレディセゾン	68,100	1,680.00	114,408,000	
芙蓉総合リース	9,900	9,000.00	89,100,000	
みずほリース	16,000	3,510.00	56,160,000	
東京センチュリー	20,100	4,405.00	88,540,500	
日本証券金融	43,200	1,017.00	43,934,400	
アイフル	178,200	359.00	63,973,800	
リコーリース	10,200	3,810.00	38,862,000	
イオンフィナンシャルサービス	61,700	1,234.00	76,137,800	
アコム	192,100	319.00	61,279,900	
ジャックス	11,500	4,390.00	50,485,000	
オリエントコーポレーション	28,200	1,103.00	31,104,600	
オリックス	703,300	2,176.50	1,530,732,450	
三菱H C キャピタル	418,000	684.00	285,912,000	
九州リースサービス	4,800	870.00	4,176,000	
日本取引所グループ	301,100	2,018.50	607,770,350	
イー・ギャランティ	17,400	2,175.00	37,845,000	
アサックス	4,800	600.00	2,880,000	
NECキャピタルソリューション	5,400	2,526.00	13,640,400	
大東建託	39,300	13,190.00	518,367,000	
いちご	127,200	277.00	35,234,400	
日本駐車場開発	131,900	233.00	30,732,700	
スター・マイカ・ホールディングス	11,400	696.00	7,934,400	
S R E ホールディングス	5,500	3,370.00	18,535,000	
ADワークスグループ	24,000	166.00	3,984,000	
ヒューリック	250,900	1,087.00	272,728,300	
三栄建築設計	5,900	1,571.00	9,268,900	
野村不動産ホールディングス	67,300	2,930.00	197,189,000	
三重交通グループホールディングス	25,200	559.00	14,086,800	
サムティ	17,600	2,201.00	38,737,600	
ディア・ライフ	18,300	668.00	12,224,400	

地主	8,800	1,916.00	16,860,800	
プレサンスコーポレーション	14,800	1,783.00	26,388,400	
ハウスコム	2,600	1,095.00	2,847,000	
J P M C	6,500	1,057.00	6,870,500	
サンセイランディック	4,200	849.00	3,565,800	
フージャースホールディングス	16,500	826.00	13,629,000	
オープンハウスグループ	39,400	4,950.00	195,030,000	
東急不動産ホールディングス	323,700	635.00	205,549,500	
飯田グループホールディングス	94,300	2,159.00	203,593,700	
イーグラント	2,200	1,504.00	3,308,800	
ムゲンエステート	8,700	580.00	5,046,000	
A n d D o ホールディングス	6,400	915.00	5,856,000	
シーアールイー	5,900	1,286.00	7,587,400	
ケイアイスター不動産	5,400	4,145.00	22,383,000	
グッドコムアセット	11,400	844.00	9,621,600	
ジェイ・エス・ビー	2,900	4,550.00	13,195,000	
ロードスターキャピタル	5,300	1,406.00	7,451,800	
テンポイノベーション	3,900	1,152.00	4,492,800	
フェイスネットワーク	4,200	894.00	3,754,800	
パーク24	84,000	1,935.00	162,540,000	
パラカ	4,400	2,047.00	9,006,800	
三井不動産	463,400	2,484.00	1,151,085,600	
三菱地所	646,900	1,576.50	1,019,837,850	
平和不動産	17,700	3,785.00	66,994,500	
東京建物	102,800	1,615.00	166,022,000	
京阪神ビルディング	14,400	1,196.00	17,222,400	
住友不動産	194,000	2,982.00	578,508,000	
テーオーシー	21,100	635.00	13,398,500	
東京楽天地	2,100	4,185.00	8,788,500	
スタートコーポレーション	15,800	2,543.00	40,179,400	
フジ住宅	16,700	679.00	11,339,300	
空港施設	15,100	549.00	8,289,900	
明和地所	6,200	838.00	5,195,600	
ゴールドクロスト	10,900	1,708.00	18,617,200	
エスリード	5,600	2,200.00	12,320,000	
日神グループホールディングス	19,700	455.00	8,963,500	

日本エスコン	24,100	869.00	20,942,900	
M I R A R T Hホールディングス	54,100	377.00	20,395,700	
AVANTIA	6,300	806.00	5,077,800	
イオンモール	56,100	1,737.00	97,445,700	
毎日コムネット	5,200	813.00	4,227,600	
ファースト住建	4,900	1,140.00	5,586,000	
カチタス	29,100	2,579.00	75,048,900	
トーセイ	18,600	1,472.00	27,379,200	
穴吹興産	2,400	2,279.00	5,469,600	
サンフロンティア不動産	18,900	1,281.00	24,210,900	
F J ネクストホールディングス	12,400	988.00	12,251,200	
インテリックス	2,300	565.00	1,299,500	
ランドビジネス	3,500	241.00	843,500	
サンネクスタグループ	4,000	1,026.00	4,104,000	
グランディハウス	10,000	549.00	5,490,000	
日本空港ビルデング	38,000	6,600.00	250,800,000	
明豊ファシリティワークス	5,300	786.00	4,165,800	
日本工営	8,000	3,370.00	26,960,000	
L I F U L L	39,100	215.00	8,406,500	
M I X I	25,500	2,662.00	67,881,000	
ジェイエイシーリクルートメント	10,200	2,605.00	26,571,000	
日本M&Aセンターホールディングス	191,900	984.00	188,829,600	
メンバーズ	3,400	1,313.00	4,464,200	
中広	1,900	402.00	763,800	
U T グループ	16,500	2,456.00	40,524,000	
アイティメディア	4,400	1,399.00	6,155,600	
E・J ホールディングス	7,300	1,495.00	10,913,500	
オープンアップグループ	33,500	1,919.00	64,286,500	
コシダカホールディングス	33,700	961.00	32,385,700	
アルトナー	2,600	1,354.00	3,520,400	
パソナグループ	13,700	1,874.00	25,673,800	
C D S	2,600	1,866.00	4,851,600	
リンクアンドモチベーション	32,200	524.00	16,872,800	
エス・エム・エス	42,600	3,195.00	136,107,000	
サニーサイドアップグループ	3,300	618.00	2,039,400	
パーソルホールディングス	125,200	2,654.00	332,280,800	

リニカル	5,900	697.00	4,112,300	
クックパッド	31,500	209.00	6,583,500	
アイ・ケイ・ケイホールディングス	5,200	717.00	3,728,400	
学情	5,200	1,645.00	8,554,000	
スタジオアリス	5,700	2,143.00	12,215,100	
シミックホールディングス	6,300	2,071.00	13,047,300	
エプコ	2,400	710.00	1,704,000	
N J S	2,500	2,249.00	5,622,500	
綜合警備保障	41,500	3,565.00	147,947,500	
カカクコム	83,600	1,805.00	150,898,000	
アイロムグループ	4,100	1,892.00	7,757,200	
セントケア・ホールディング	7,300	762.00	5,562,600	
サイネックス	2,000	569.00	1,138,000	
ルネサンス	8,000	928.00	7,424,000	
ディップ	19,600	3,535.00	69,286,000	
デジタルホールディングス	8,900	1,147.00	10,208,300	
新日本科学	11,900	2,750.00	32,725,000	
キャリアデザインセンター	2,200	2,147.00	4,723,400	
ベネフィット・ワン	51,900	1,876.00	97,364,400	
エムスリー	220,900	3,301.00	729,190,900	
ツカダ・グローバルホールディング	6,400	413.00	2,643,200	
アウトソーシング	66,800	1,297.00	86,639,600	
ウェルネット	7,900	649.00	5,127,100	
ワールドホールディングス	5,100	2,566.00	13,086,600	
ディー・エヌ・エー	47,800	1,808.00	86,422,400	
博報堂DYホールディングス	142,700	1,495.00	213,336,500	
ぐるなび	21,000	333.00	6,993,000	
タカミヤ	15,700	431.00	6,766,700	
ジャパンベストレスキューシステム	6,900	725.00	5,002,500	
ファンコミュニケーションズ	22,400	404.00	9,049,600	
ライク	4,200	2,044.00	8,584,800	
ビジネス・ブレークスルー	4,200	459.00	1,927,800	
エスプール	32,400	595.00	19,278,000	
WDBホールディングス	5,800	1,986.00	11,518,800	
ティア	6,300	429.00	2,702,700	
CDG	1,200	1,229.00	1,474,800	

アドウェイズ	15,800	682.00	10,775,600	
バリューコマース	8,500	1,700.00	14,450,000	
インフォマート	116,500	275.00	32,037,500	
J P ホールディングス	32,700	362.00	11,837,400	
エコナックホールディングス	19,400	94.00	1,823,600	
C L ホールディングス	3,300	848.00	2,798,400	
プレステージ・インターナショナル	47,300	596.00	28,190,800	
アミューズ	6,200	1,778.00	11,023,600	
ドリームインキュベータ	3,500	2,755.00	9,642,500	
クイック	8,600	1,778.00	15,290,800	
T A C	5,800	203.00	1,177,400	
電通グループ	109,900	4,650.00	511,035,000	
イオンファンタジー	4,900	2,801.00	13,724,900	
シーティーエス	12,600	769.00	9,689,400	
ネクシーズグループ	3,400	617.00	2,097,800	
H. U. グループホールディングス	32,800	2,666.00	87,444,800	
アルプス技研	9,800	2,524.00	24,735,200	
日本空調サービス	12,300	721.00	8,868,300	
オリエンタルランド	591,500	4,528.00	2,678,312,000	
ダスキン	24,900	3,190.00	79,431,000	
明光ネットワークジャパン	15,000	645.00	9,675,000	
ファルコホールディングス	5,200	1,966.00	10,223,200	
ラウンドワン	93,900	511.00	47,982,900	
リゾートトラスト	44,200	2,109.00	93,217,800	
ビー・エム・エル	13,900	3,085.00	42,881,500	
りらいあコミュニケーションズ	18,600	1,457.00	27,100,200	
リソ一教育	51,300	329.00	16,877,700	
早稲田アカデミー	6,400	1,235.00	7,904,000	
ユー・エス・エス	115,000	2,295.00	263,925,000	
東京個別指導学院	13,600	537.00	7,303,200	
サイバーエージェント	267,600	1,115.00	298,374,000	
楽天グループ	517,700	614.00	317,867,800	
クリーク・アンド・リバー社	6,600	2,303.00	15,199,800	
S B I グローバルアセットマネジメント	18,600	481.00	8,946,600	
テー・オー・ダブリュー	24,500	317.00	7,766,500	
山田コンサルティンググループ	5,800	1,531.00	8,879,800	

セントラルスポーツ	4,300	2,462.00	10,586,600	
フルキャストホールディングス	10,700	2,413.00	25,819,100	
エン・ジャパン	20,300	2,279.00	46,263,700	
リソルホールディングス	900	4,805.00	4,324,500	
テクノプロ・ホールディングス	66,200	3,645.00	241,299,000	
アトラグループ	2,200	182.00	400,400	
インターワークス	3,100	364.00	1,128,400	
アイ・アールジャパンホールディングス	5,900	2,341.00	13,811,900	
K e e P e r 技研	8,100	4,925.00	39,892,500	
ファーストロジック	1,800	873.00	1,571,400	
三機サービス	1,700	975.00	1,657,500	
G u n o s y	9,200	605.00	5,566,000	
デザインワン・ジャパン	3,900	191.00	744,900	
イー・ガーディアン	4,300	2,298.00	9,881,400	
リブセンス	5,200	279.00	1,450,800	
ジャパンマテリアル	34,300	2,358.00	80,879,400	
ベクトル	17,700	1,521.00	26,921,700	
ウチヤマホールディングス	5,000	271.00	1,355,000	
チャーム・ケア・コーポレーション	9,500	1,106.00	10,507,000	
キャリアリンク	4,200	2,492.00	10,466,400	
I B J	7,000	702.00	4,914,000	
アサンテ	5,600	1,650.00	9,240,000	
バリューHR	9,900	1,580.00	15,642,000	
M&Aキャピタルパートナーズ	10,400	3,700.00	38,480,000	
ライドオンエクスプレスホールディングス	4,200	1,092.00	4,586,400	
E R I ホールディングス	2,700	1,496.00	4,039,200	
アビスト	1,600	3,010.00	4,816,000	
シグマクシス・ホールディングス	17,100	1,134.00	19,391,400	
ウィルグループ	9,500	1,081.00	10,269,500	
エスクロー・エージェント・ジャパン	11,800	151.00	1,781,800	
メドピア	8,900	1,102.00	9,807,800	
レアジョブ	2,100	1,236.00	2,595,600	
リクルートホールディングス	827,600	3,650.00	3,020,740,000	
エラン	15,000	1,049.00	15,735,000	
土木管理総合試験所	4,800	330.00	1,584,000	
日本郵政	1,465,100	1,076.50	1,577,180,150	

ベルシステム24ホールディングス	15,100	1,444.00	21,804,400	
鎌倉新書	12,900	1,019.00	13,145,100	
SMN	2,800	458.00	1,282,400	
グローバルキッズCOMPANY	1,800	840.00	1,512,000	
エアトリ	7,300	2,621.00	19,133,300	
アトラエ	8,900	920.00	8,188,000	
ストライク	5,500	3,805.00	20,927,500	
ソラスト	31,100	634.00	19,717,400	
セラク	4,100	1,611.00	6,605,100	
インソース	27,900	1,346.00	37,553,400	
ベイカレント・コンサルティング	88,500	5,450.00	482,325,000	
O r c h e s t r a H o l d i n g s	2,500	1,727.00	4,317,500	
アイモバイル	6,000	1,334.00	8,004,000	
キャリアインデックス	4,000	330.00	1,320,000	
M S - J a p a n	3,400	1,026.00	3,488,400	
船場	2,000	743.00	1,486,000	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	39,900	2,148.00	85,705,200	
フルテック	1,600	1,123.00	1,796,800	
G a m e W i t h	3,500	340.00	1,190,000	
M S & C o n s u l t i n g	1,500	625.00	937,500	
ウェルビー	8,500	611.00	5,193,500	
エル・ティー・エス	1,500	2,760.00	4,140,000	
ミダックホールディングス	6,800	2,155.00	14,654,000	
日総工産	8,700	710.00	6,177,000	
キュービーネットホールディングス	5,900	1,430.00	8,437,000	
R P A ホールディングス	15,800	431.00	6,809,800	
スプリックス	3,700	876.00	3,241,200	
マネジメントソリューションズ	6,200	3,295.00	20,429,000	
プロレド・パートナーズ	3,100	444.00	1,376,400	
テノ. ホールディングス	1,500	833.00	1,249,500	
フロンティア・マネジメント	3,900	966.00	3,767,400	
ピアラ	2,000	644.00	1,288,000	
コプロ・ホールディングス	1,800	1,406.00	2,530,800	
ギークス	1,600	989.00	1,582,400	
カーブスホールディングス	34,600	764.00	26,434,400	

フォーラムエンジニアリング	6,700	843.00	5,648,100	
Fast Fitness Japan	4,000	1,420.00	5,680,000	
ダイレクトマーケティングミックス	13,500	1,358.00	18,333,000	
ボピンズ	1,800	1,928.00	3,470,400	
LITALICO	8,800	2,574.00	22,651,200	
アドバンテッジリスクマネジメント	5,000	440.00	2,200,000	
リログループ	62,300	2,105.00	131,141,500	
東祥	8,000	1,151.00	9,208,000	
ビーウィズ	3,500	1,696.00	5,936,000	
TREホールディングス	23,700	1,430.00	33,891,000	
人・夢・技術グループ	5,100	1,519.00	7,746,900	
大栄環境	21,400	1,751.00	37,471,400	
エイチ・アイ・エス	29,300	1,999.00	58,570,700	
ラックランド	3,500	2,912.00	10,192,000	
共立メンテナンス	19,200	5,350.00	102,720,000	
イチネンホールディングス	12,000	1,265.00	15,180,000	
建設技術研究所	5,800	3,020.00	17,516,000	
スペース	8,300	920.00	7,636,000	
燐ホールディングス	5,100	2,236.00	11,403,600	
スバル興業	600	9,270.00	5,562,000	
東京テアトル	3,600	1,135.00	4,086,000	
タナベコンサルティンググループ	4,100	902.00	3,698,200	
ナガワ	3,000	6,830.00	20,490,000	
東京都競馬	9,400	4,045.00	38,023,000	
カナモト	20,600	2,179.00	44,887,400	
西尾レントオール	10,500	3,105.00	32,602,500	
トランス・コスマス	13,900	3,135.00	43,576,500	
乃村工藝社	49,000	904.00	44,296,000	
藤田観光	5,000	3,340.00	16,700,000	
KNT-CTホールディングス	6,700	1,684.00	11,282,800	
日本管財	11,800	2,693.00	31,777,400	
トーカイ	10,000	1,979.00	19,790,000	
セコム	113,900	8,164.00	929,879,600	
セントラル警備保障	6,100	2,711.00	16,537,100	
丹青社	21,900	770.00	16,863,000	
マイテック	44,600	2,364.00	105,434,400	

応用地質	10,800	2,224.00	24,019,200	
船井総研ホールディングス	23,600	2,710.00	63,956,000	
進学会ホールディングス	3,900	300.00	1,170,000	
オオバ	6,500	780.00	5,070,000	
いであ	2,300	1,590.00	3,657,000	
学究社	4,600	1,981.00	9,112,600	
ベネッセホールディングス	41,800	1,940.00	81,092,000	
イオンディライト	12,400	3,040.00	37,696,000	
ナック	5,100	956.00	4,875,600	
ダイセキ	22,900	4,195.00	96,065,500	
ステップ	4,700	1,876.00	8,817,200	
合 計	127,753,810		312,848,103,140	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。

【中間財務諸表】

(1)当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 52 年大蔵省令第 38 号)」並びに同規則第 38 条の 3 及び第 57 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成 12 年總理府令第 133 号)」に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 22 期中間計算期間(2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月11日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDC日本株式インデックスファンドLの2023年4月1日から2023年9月30日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DC日本株式インデックスファンドLの2023年9月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

【D C 日本株式インデックスファンドL】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

	第 21 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 22 期中間計算期間 (2023 年 9 月 30 日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	303, 645, 319	345, 124, 247
親投資信託受益証券	127, 824, 244, 236	150, 099, 653, 291
未収入金	39, 052, 833	130, 638, 802
流動資産合計	128, 166, 942, 388	150, 575, 416, 340
資産合計	128, 166, 942, 388	150, 575, 416, 340
負債の部		
流動負債		
未払解約金	152, 260, 384	151, 551, 802
未払受託者報酬	20, 074, 231	23, 280, 548
未払委託者報酬	107, 062, 509	122, 127, 724
未払利息	460	1, 746
流動負債合計	279, 397, 584	296, 961, 820
負債合計	279, 397, 584	296, 961, 820
純資産の部		
元本等		
元本	46, 531, 596, 351	46, 670, 978, 376
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	81, 355, 948, 453	103, 607, 476, 144
(分配準備積立金)	36, 052, 091, 550	33, 128, 487, 625
元本等合計	127, 887, 544, 804	150, 278, 454, 520
純資産合計	127, 887, 544, 804	150, 278, 454, 520
負債純資産合計	128, 166, 942, 388	150, 575, 416, 340

(2) 【中間損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

	第 21 期中間計算期間 自 2022 年 4 月 1 日 至 2022 年 9 月 30 日	第 22 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日
営業収益		
受取利息	522	318
有価証券売買等損益	△5,275,997,802	21,959,016,524
営業収益合計	△5,275,997,280	21,959,016,842
営業費用		
支払利息	43,606	109,213
受託者報酬	19,549,455	23,280,548
委託者報酬	104,263,701	122,127,724
営業費用合計	123,856,762	145,517,485
営業利益又は営業損失（△）	△5,399,854,042	21,813,499,357
経常利益又は経常損失（△）	△5,399,854,042	21,813,499,357
中間純利益又は中間純損失（△）	△5,399,854,042	21,813,499,357
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△91,748,912	1,074,576,368
期首剩余金又は期首次損金（△）	73,678,888,717	81,355,948,453
剩余金増加額又は欠損金減少額	5,508,910,950	8,412,825,618
中間追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	5,508,910,950	8,412,825,618
剩余金減少額又は欠損金増加額	4,793,295,326	6,900,220,916
中間一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	4,793,295,326	6,900,220,916
分配金	-	-
中間剩余金又は中間欠損金（△）	69,086,399,211	103,607,476,144

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(中間貸借対照表に関する注記)

	第 21 期 (2023 年 3 月 31 日現在)	第 22 期中間計算期間 (2023 年 9 月 30 日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	46,531,596,351 口	46,670,978,376 口
2. 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) 2,7484 円 (27,484 円)	1 口当たり純資産額 (1 万口当たり純資産額) 3,2200 円 (32,200 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第 22 期中間計算期間 (2023 年 9 月 30 日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第 21 期 自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日	第 22 期中間計算期間 自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	45,974,658,316 円	46,531,596,351 円
期中追加設定元本額	6,699,246,631 円	4,077,119,912 円
期中一部解約元本額	6,142,308,596 円	3,937,737,887 円

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

日本株式マザーファンド

貸借対照表

	2023年9月30日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,800,970,312
株式	358,949,967,060
未収入金	114,851,910
未取配当金	3,358,477,128
前払金	73,240,600
差入委託証拠金	177,060,000
流動資産合計	365,474,567,010
資産合計	365,474,567,010
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	73,257,100
未払金	17,897,220
未払解約金	31,536,362
未払利息	7,090
流動負債合計	122,697,772
負債合計	122,697,772
純資産の部	
元本等	
元本	132,195,493,639
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	233,156,375,599
元本等合計	365,351,869,238
純資産合計	365,351,869,238
負債純資産合計	365,474,567,010

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2023年9月30日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日又は計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p>

2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段によっております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>(2) 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

	2023年9月30日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数	132,195,493,639 口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 2,7637 円 (27,637 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	2023年9月30日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2023年9月30日現在
投資信託財産に係る元本の状況 期首	2023年4月1日

期首元本額	135,863,616,097 円
期中追加設定元本額	4,155,577,280 円
期中一部解約元本額	7,823,699,738 円
期末元本額	132,195,493,639 円
期末元本額の内訳	
日本株式インデックスファンド	582,458,146 円
DC 日本株式インデックスファンド	275,287,959 円
DC 日本株式インデックスファンドL	54,311,123,961 円
DC 日本株式インデックスファンドA	653,254,589 円
DC バランスファンド30	2,106,379,713 円
DC バランスファンド50	3,530,532,657 円
DC バランスファンド70	2,343,072,129 円
グローバル・インデックス・バランス・ファンド	522,625,561 円
日本株式インデックスe	1,408,158,068 円
インデックスコレクション(国内株式)	23,144,976,307 円
インデックスコレクション(バランス株式30)	11,279,775,380 円
インデックスコレクション(バランス株式50)	3,422,136,260 円
インデックスコレクション(バランス株式70)	3,401,939,926 円
私募日本株式パッシブファンド(適格機関投資家専用)	7,954,443,491 円
日本株式パッシブファンド私募A(適格機関投資家専用)	2,676,896,743 円
日本株式インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	646,412,087 円
バランスVA30(適格機関投資家専用)	25,303,425 円
バランスVA50(適格機関投資家専用)	353,004,108 円
VAバランスファンド(株25/100)(適格機関投資家専用)	45,430,104 円
VAバランスファンド(株50/100)(適格機関投資家専用)	106,487,087 円
VAバランスファンド(株60/100)(適格機関投資家専用)	31,970,099 円
バランスVA25(適格機関投資家専用)	443,741,182 円
バランスVA37.5(適格機関投資家専用)	312,474,428 円
バランスVA50L(適格機関投資家専用)	5,586,390,040 円
バランスVA75(適格機関投資家専用)	580,354,783 円
VAバランスファンド(株40/100)(適格機関投資家専用)	43,540,541 円
VAポートフォリオ40(適格機関投資家専用)	872,325,735 円
VAポートフォリオ20(適格機関投資家専用)	15,987,590 円
バランスVA40(適格機関投資家専用)	114,048,860 円
バランスファンドVA(適格機関投資家専用)	1,463,811,201 円
VAバランスファンド2(株40/100)(適格機関投資家専用)	37,041,710 円
VAバランス50-50(適格機関投資家専用)	39,187,351 円
VAファンド25(適格機関投資家専用)	12,042,273 円
バランスファンドVA2(適格機関投資家専用)	409,594,120 円
バランスVA25L(適格機関投資家専用)	194,894,914 円
バランスファンドVA3(適格機関投資家専用)	3,075,307,194 円
世界バランスVA25(適格機関投資家専用)	63,601,759 円
国内バランスVA30(適格機関投資家専用)	22,030,809 円
国内バランスVA25(適格機関投資家専用)	6,235,385 円
VAバランス20-80(適格機関投資家専用)	78,186,349 円
私募日本株式インデックスファンドAL(適格機関投資家専用)	3,029,615 円

(デリバティブ取引に関する注記)

株式関連

(2023年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	うち1年未満		
市場取引	株価指数先物取引					

買建	5,533,465,600	-	5,460,225,000	△73,240,600
合計	5,533,465,600	-	5,460,225,000	△73,240,600

(注) 1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、金融商品取引所等の発表する計算日又は計算日に知りうる直近の日の清算値段で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

2 【ファンドの現況】

【DC日本株式インデックスファンドL】

【純資産額計算書】

(2023年10月31日現在)

I 資産総額	146,669,920,837円
II 負債総額	159,227,664円
III 純資産総額 (I - II)	146,510,693,173円
IV 発行済口数	46,907,498,308口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3.1234円
(1万口当たり純資産額)	(31,234円)

(参考)

日本株式マザーファンド

純資産額計算書

(2023年10月31日現在)

I 資産総額	362,184,012,662円
II 負債総額	5,938,503,389円
III 純資産総額 (I - II)	356,245,509,273円
IV 発行済口数	132,870,240,939口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.6812円
(1万口当たり純資産額)	(26,812円)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限

該当事項はありません。

(4)振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

①受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

②受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

④受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

⑤償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

⑥質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（2023年10月31日現在）

資本金の額 : 20億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

①会社の意思決定機構

会社に取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の3日前までに招集通知を発します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定しま

す。

[D0（実行）]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

[CHECK（検証・評価）]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN—DO—CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は 2023 年 12 月 28 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2023 年 10 月 31 日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	523	14,081,139
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	66	208,014
単位型公社債投資信託	51	169,813
合計	640	14,458,966

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三上和彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 藤澤孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は

集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	21,675	23,067
金銭の信託	14,913	14,693
前払費用	166	198
未収委託者報酬	9,067	9,147
未収運用受託報酬	6,252	5,815
未収収益	179	176
短期差入証拠金	2,528	3,541
その他	2,363	1,566
流動資産合計	<u>57,146</u>	<u>58,207</u>
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	289
器具備品	※1	687
有形固定資産合計	<u>976</u>	<u>816</u>
無形固定資産		
ソフトウェア	6,292	7,203
その他	31	40
無形固定資産合計	<u>6,324</u>	<u>7,244</u>
投資その他の資産		
投資有価証券	6,607	4,063
関係会社株式	5,636	5,636
繰延税金資産	907	1,181
その他	31	31
投資その他の資産合計	<u>13,182</u>	<u>10,911</u>
固定資産合計	<u>20,482</u>	<u>18,972</u>
資産合計	<u>77,629</u>	<u>77,179</u>

(単位：百万円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	47	49
未払金	8,285	7,174
未払収益分配金	0	0
未払手数料	4,561	4,586
その他未払金	3,723	2,588
未払費用	1,049	1,089
未払法人税等	504	726
賞与引当金	578	613
その他	1,958	303
流動負債合計	12,423	9,958
固定負債		
退職給付引当金	820	904
資産除去債務	153	153
その他	12	27
固定負債合計	986	1,086
負債合計	13,410	11,044
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	41,948	44,755
利益剰余金合計	44,548	47,355
株主資本合計	63,788	66,595
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	941	49
繰延ヘッジ損益	△509	△510
評価・換算差額等合計	431	△460
純資産合計	64,219	66,134
負債・純資産合計	77,629	77,179

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	41,730	40,724
運用受託報酬	11,883	10,918
その他営業収益	390	351
営業収益合計	54,004	51,993
営業費用		
支払手数料	20,567	20,123
広告宣伝費	286	307
公告費	—	2
調査費	5,567	5,309
調査費	1,062	1,104
委託調査費	4,487	4,191
図書費	17	13
営業雑経費	5,201	5,842
通信費	68	77
印刷費	454	419
協会費	55	58
諸会費	35	38
情報機器関連費	4,473	5,153
その他営業雑経費	112	94
　　営業費用合計	31,622	31,585
一般管理費		
給料	6,295	6,451
役員報酬	249	318
給料・手当	5,072	5,144
賞与	972	987
退職給付費用	254	252
福利費	632	671
交際費	3	7
旅費交通費	20	122
租税公課	327	289
不動産賃借料	323	327
寄付金	5	—
減価償却費	989	1,698
業務委託費	1,081	1,277
諸経費	1,301	1,454
　　一般管理費合計	11,234	12,553
営業利益	11,147	7,854

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取利息	2	57
収益分配金	16	4
投資有価証券売却益	0	738
投資有価証券償還益	219	121
デリバティブ利益	—	565
その他	8	11
営業外収益合計	<u>247</u>	<u>1,499</u>
営業外費用		
金銭の信託運用損	332	158
投資有価証券売却損	0	16
為替差損	291	1,227
デリバティブ費用	1,191	—
その他	33	32
営業外費用合計	<u>1,848</u>	<u>1,435</u>
経常利益	9,545	7,918
特別損失		
退職給付費用	120	—
特別損失合計	<u>120</u>	<u>—</u>
税引前当期純利益	9,425	7,918
法人税、住民税及び事業税	3,403	2,350
法人税等調整額	△465	119
法人税等合計	<u>2,937</u>	<u>2,470</u>
当期純利益	6,487	5,448

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本					株主資本合計	
	利益準備金	利益剰余金					
		別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	500	2,100	38,258	40,858	60,098		
当期変動額							
剰余金の配当			△2,797	△2,797	△2,797		
当期純利益			6,487	6,487	6,487		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	3,689	3,689	3,689		
当期末残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788		

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	791	△65	726	60,824
当期変動額				
剰余金の配当				△2,797
当期純利益				6,487
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	149	△444	△295	△295
当期変動額合計	149	△444	△295	3,394
当期末残高	941	△509	431	64,219

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		別途積立金	繙越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788
当期変動額					
剰余金の配当			△2,641	△2,641	△2,641
当期純利益			5,448	5,448	5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,807	2,807	2,807
当期末残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繙延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	△509	431	64,219
当期変動額				
剰余金の配当				△2,641
当期純利益				5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△891	△0	△891	△891
当期変動額合計	△891	△0	△891	1,915
当期末残高	49	△510	△460	66,134

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の会計処理

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)以下、「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる財務諸表への影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「短期差入証拠金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた4,891百万円は、「短期差入証拠金」2,528百万円、「その他」2,363百万円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)	
		146 百万円	184 百万円
建物			
器具備品	535 〃		681 〃
計	681 〃		866 〃

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,797	932,488	2021年3月31日	2021年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当金の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,641	利益剰余金	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022 年 6 月 23 日 定時株主総会	普通株式	2,641	880,447	2022 年 3 月 31 日	2022 年 6 月 24 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023 年 6 月 23 日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 6 月 22 日 定時株主総会	普通 株式	3,367	利益剰余金	1,122,459	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 26 日

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針 8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て 1 年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付けを有する金融機関に限定しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日）第 24-16 項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません ((1) *2、*3 及び (注 2) 参照)。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）(*1、*2)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*3)	—	196	—	196
資産計	—	196	—	196
デリバティブ取引(*4)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,333)	(80)	—	(1,413)
ヘッジ会計が適用されているもの	—	(71)	—	(71)
デリバティブ取引計	(1,333)	(151)	—	(1,485)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 投資有価証券のうち、投資信託（貸借対照表計上額6,474百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額133百万円）は上記に含めておりません。

(*3) 金銭の信託の信託財産のうち、投資信託（貸借対照表計上額13,876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額840百万円）は上記に含めておりません。これらも含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,913百万円であります。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2023年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（百万円）(*1)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託(*2)	1,029	12,703	—	13,733
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	—	3,844	—	3,844
資産計	1,029	16,547	—	17,577
デリバティブ取引(*4)				
ヘッジ会計が適用されていないもの	(10)	(48)	—	(58)
ヘッジ会計が適用されているもの	—	(88)	—	(88)
デリバティブ取引計	(10)	(136)	—	(147)

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額は960百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は14,693百万円であります。

(*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額218百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関する市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関する市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指標を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
投資有価証券	0	0
関係会社株式	5,636	5,636

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2022年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	21,675	—	—	—
未収委託者報酬	9,067	—	—	—
未収運用受託報酬	6,252	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	108	1,712	0

当事業年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,067	—	—	—
未収委託者報酬	9,147	—	—	—
未収運用受託報酬	5,815	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	594	2,144	38

(有価証券関係)

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
子会社株式	5,636	5,636

2. その他有価証券

前事業年度（2022年3月31日）

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	4,888	3,403	1,485
小計	4,888	3,403	1,485
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,585	1,711	△126
小計	1,585	1,711	△126
合計	6,474	5,115	1,358

当事業年度（2023年3月31日）

(単位:百万円)

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	986	622	364
小計	986	622	364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,857	3,150	△292
小計	2,857	3,150	△292
合計	3,844	3,772	71

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。
なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
非上場株式	0	0
組合出資金等	133	218

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	7	0	0

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,429	738	16

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2022年3月31日）

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,498	—	△54
	英ポンド	277	—	△1
	カナダドル	111	—	△1
	イスフラン	139	—	△2
	香港ドル	190	—	△1
	ユーロ	676	—	△18
	買建 ユーロ	21	—	0
	合計	6,915	—	△80
(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。				

当事業年度（2023年3月31日）

種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	5,923	—	△21
	英ポンド	256	—	△6
	カナダドル	109	—	△1
	イスフラン	163	—	△2
	香港ドル	202	—	△0
	ユーロ	651	—	△19
	買建 米ドル	152	—	3
	合計	7,458	—	△48
(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。				

(2) 株式関連

前事業年度（2022年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,197	—	△1,333	△1,333
	合計	17,197	—	△1,333	△1,333

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	12,195	—	△9	△9
	債券先物取引 売建	182	—	△0	△0
	合計	12,378	—	△10	△10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2022年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド イスラエル 香港ドル ユーロ 人民元	投資有価証券 関係会社株式	4,422 3,297 79 119 125 13	— — — — — —	△43 △21 △1 △1 △3 △0
	合計		8,057	—	△71

当事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建 米ドル 英ポンド イスラエル 香港ドル ユーロ	投資有価証券 関係会社株式	1,729 3,228 20 83 21	— — — — —	△6 △81 △0 △0 △0
	合計		5,082	—	△88

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(単位：百万円)
退職給付債務の期首残高	626	820	
勤務費用	124	133	
利息費用	2	3	
数理計算上の差異の発生額	—	6	
退職給付の支払額	△81	△57	
簡便法で計算した退職給付費用	8	6	
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	—	
その他	18	—	
退職給付債務の期末残高	820	911	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)	(単位：百万円)
非積立型制度の退職給付債務	820	911	
未認識数理計算上の差異	—	△6	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904	
退職給付引当金	820	904	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	820	904	

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	(単位：百万円)
勤務費用	124	133	
利息費用	2	3	
簡便法で計算した退職給付費用	8	6	
簡便法から原則法への変更に伴う振替額	120	—	
その他	18	—	
確定給付制度に係る退職給付費用	274	142	

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
割引率	0.4%	0.4%	0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 100 百万円、当事業年度 109 百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	112 百万円	58 百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	177 " "	187 " "
退職給付引当金損金算入限度超過額	251 " "	277 " "
税務上の収益認識差額	74 " "	— " "
税務上の費用認識差額	439	412
繰延ヘッジ損益	224 " "	225 " "
その他	76 " "	75 " "
繰延税金資産 合計	<u>1,357 " "</u>	<u>1,236 " "</u>
繰延税金負債		
有価証券評価差額	△415 " "	△21 " "
その他	△34 " "	△32 " "
繰延税金負債 合計	<u>△450 " "</u>	<u>△54 " "</u>
繰延税金資産の純額	<u>907 " "</u>	<u>1,181 " "</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日) に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,395百万円
次世代通信関連 世界株式戦略ファンド(*)	6,395百万円

(*)当社は約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ているため、当該投資信託を顧客として上表は記載しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	9,887百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	10,090	未収運用受託報酬	5,421
							投信販売 代行手数料等	9,701	未払手数料	1,995

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	9,593	未収運用受託報酬	5,271
							投信販売代行手数料等	9,445	未払手数料	2,029

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（2022年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2023年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	21,406,512円22銭	22,044,962円63銭
1株当たり当期純利益金額	2,162,405円20銭	1,816,227円49銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益	6,487百万円	5,448百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	6,487百万円	5,448百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000株	3,000株

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1)自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2)運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(3)通常の取引条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4)親法人等又は子法人等の利益を図るために不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5)その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更については、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

2023年12月28日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託

DC日本株式インデックスファンドL

約　　款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託
D C 日本株式インデックスファンドL

運用の基本方針

約款第19条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金専用ファンドとして、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場している株式に投資する日本株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）を主要投資対象とします。なお、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

- ① 株式への実質投資は、わが国の金融商品取引所等に上場している株式に分散投資を行い、TOPIX（東証株価指数）（配当込み）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 株式の実質投資割合は、原則として高位（90%以上）とします。
- ③ 運用の効率化を図るため、株価指数先物取引等を活用することができます。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき等、ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
- ⑤ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことができます。

3. 投資制限

- ① 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資は行いません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号

の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑨ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の合計額とします。
- ② 分配金額については、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配に充てず信託財産に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託
D C 日本株式インデックスファンドL
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

(信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第5条 この信託の信託期間は、信託契約締結日から第50条第7項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

② 受益権の取得申込みの勧誘は、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第8条（資産管理契約の締結）第1項に規定する事業主による資産管理契約締結の相手方および同法第55条（規約の承認）に規定する個人型年金に係る規約を作成した国民年金基金連合会（同法第61条に基づいて事務を委託された者を含みます。）に対してのみ行うものとします。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初の受益者は委託者のみとします。なお、委託者は確定拠出年金法第86条（税制上の措置）の対象外となります。

② 追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがつ

て時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関のうち、委託者の指定する者をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ② 削除

（受益権の申込単位および価額）

第13条 販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資約款（この信託について受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ受益権取得申込者に対し、1口の整数倍の口数をもって取得申込みに応ずるものとします。

- ② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円とします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第1項の規定にかかわらず、前項に該当する場合を除き、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所で有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむをえない事情があるときは、委託者は受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた取得申込みを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(受益証券の再交付)

第14条 削除

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第15条 削除

(受益証券の再交付の費用)

第16条 削除

(投資の対象とする資産の種類)

第17条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - A. 有価証券
 - B. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条、第25条および第26条に定めるものに限ります。）
 - C. 金銭債権（上記A、Bおよび下記Dに掲げるものに該当するものを除きます。）
 - D. 約束手形（上記Aに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

A. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第18条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「日本株式マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）（本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書
9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの

を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドを除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第22条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(先物取引等の運用指図)

第24条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。

- ② 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 信託財産の一部解約等の事由により、前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたり、担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(公社債の空売りの指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属しない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借り入れの指図および範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借り入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借り入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借り入れの指図は、当該借り入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借り入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借り入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第30条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任すること

ができます。

(有価証券の保管)

第31条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

(一括登録)

第33条 削除

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営

業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(**損益の帰属**)

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(**受託者による資金の立替え**)

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(**信託の計算期間**)

第40条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。

② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第5条に定める信託期間の終了日とします。

(**信託財産に関する報告**)

第41条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(**信託事務の諸費用**)

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を含みます。）は、第43条第1項で規定する信託財産から收受する信託報酬中より委託者が支弁します。

(**信託報酬等の額および支弁の方法**)

第43条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の18.5の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(**収益の分配**)

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降

の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資等)

第45条 別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

- ② 販売会社は、別に定める契約に基づき、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（第1項の収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、第1項の収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 第50条第3項により信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から当該受益権に係る受益者に支払います。

- ④ 収益分配金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(償還金および一部解約金の支払い)

第46条 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

- ③ 前2項に規定する償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

- ④ 儻還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

- ⑤ 前項および前条第4項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また前項および前条第4項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(償還金の時効)

第47条 受益者が、信託終了による償還金について前条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払込みと支払いに関する受託者の免責)

第48条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第46条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつきその責に任じません。

(受益証券の混藏保管および返還請求の取扱い)

第49条 削除

- ② 削除
- ③ 削除

(信託契約の一部解約)

第50条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し1口単位の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日より前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実なこの信託の受益証券をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の基準価額から、当該基準価額に0.20%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合は、受託者と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第51条の規定を準用するものとします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を

記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第50条第7項および本条第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超

るときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、販売会社を経由して受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条（受益証券の再交付）から第16条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

②～⑦ 削除

第2条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成14年4月1日

委託者 中央三井アセットマネジメント株式会社

受託者 三井アセット信託銀行株式会社